

# 令和4年6月甲良町議会定例会会議録

令和4年6月6日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- |     |  |
|-----|--|
| 第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 第2  | 会期の決定  |
| 第3  | 報告第1号 令和3年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）                       |
| 第4  | 報告第2号 令和3年度甲良町下水道事業会計予算繰越計算書について                           |
| 第5  | 報告第3号 令和3年度甲良町水道事業会計予算繰越計算書について                            |
| 第6  | 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）               |
| 第7  | 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）         |
| 第8  | 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町介護保険条例の一部を改正する条例）            |
| 第9  | 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和3年度甲良町一般会計補正予算（第10号））         |
| 第10 | 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））    |
| 第11 | 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）） |
| 第12 | 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和3年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号））       |
| 第13 | 承認第9号 専決処分につき、承認を求めることについて（調停に代わる決定について）                   |
| 第14 | 議案第30号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                              |
| 第15 | 議案第31号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                        |
| 第16 | 議案第32号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第1号）                               |
| 第17 | 議案第33号 令和4年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）                            |
| 第18 | 請願第1号 ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願                                 |
| 第19 | 一般質問   |

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小 森 正 彦	2番	岡 田 隆 行
3番	山 田 充	4番	山 田 裕 康
5番	野 瀬 欣 廣	6番	阪 東 佐智男
7番	丸 山 恵 二	8番	木 村 修
9番	建 部 孝 夫	10番	西 澤 伸 明
11番	宮 寄 光 一		

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	青 山 繁
総務課長	中 村 康 之	教 育 次 長	中 川 雅 博
会計管理者	福 原 猛	学校教育課長	寺 田 喜 生
税 務 課 長	大 野 けい子	社会教育課長	望 月 仁
企画監理課長	熊 谷 裕 二	建設水道課長	村 岸 勉
住民人権課長	宮 川 哲 郎	総務課参事	村 田 茂 典
保健福祉課長	山 崎 志保美	総務課長補佐	岩 瀬 龍 平
産 業 課 長	西 村 克 英	呉竹センター館長	上 田 真 司

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長	橋 本 浩 美	書 記	山 脇 理 恵
-------	---------	-----	---------

(午前 9時00分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員は11人です。

議員定足数に達していますので、令和4年6月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に10番 西澤議員、1番 小森議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月15日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和4年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。

4月15日に令和4年度当初の区長会を開催いたし、4月1日に全戸配布をいたしました甲良町財政危機宣言について、本職から説明をいたしました。

5月11日から13日の3日間、滋賀県町村会、6町長の国内行政調査で、島根県2町と広島県2町を訪問いたしました。行程ルートを通る島根県益田市の市長は本町出身者であり、私のみが市長室で面談をさせていただくことができました。益田市長の対談と島根県邑南町の過疎の取組につきまして、2回に分けてそれぞれ「広報こうら」で報告をさせていただきます。

5月16日は、議会全員協議会を開催いただき、令和4年度甲良町一般会計予算修正案のうち、1、高校世代までの医療費無料化の推進スケジュールについて。2、子育て応援金支給規則の一部改正と、出産祝い金の制定について。3、住宅自然災害支援金支給の交付要綱についての3項目について議員のご意見をいただき、さらに、住宅自然災害支援金給付の交付要綱につきましては、6月3日の議会全員協議会においても最終確認をいただきました。

成案への修正をいたしているところでございます。

5月21日は、まちづくり協議会を開催いたし、集落コミュニティーの基礎調査の報告と、令和4年度以降の除雪に向けて、集落支援の協力をお願いいたしたいことについて協議を開始いたしました。まちづくり協議会でテーマとした資料につきましては、議員の皆さんに情報共有していただくため、資料を配布させていただきました。

5月21日の夜には、国道8号バイパスルートの住民説明会が甲良町公民館で開催され、国土交通省滋賀国道事務所から説明がありました。当日、活発な質疑がなされました。今後、事業の意見調整と課題協議を進めなければならないと考えております。

昨日、6月5日、甲賀市鹿深夢の森を主会場に開催されました、第72回全国植樹祭に議長とともに出席いたしました。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号は、令和3年度一般会計予算についてで、翌年度に1億7,182万円の明許繰越をいたしました繰越計算書の報告であります。

報告第2号は、令和3年度下水道事業会計予算についてで、翌年度に831万6,000円の繰越をいたしました繰越計算書の報告であります。

報告第3号は、令和3年度水道事業会計予算についてで、翌年度に2,200万円の繰越をいたしました繰越計算書の報告であります。

承認第2号は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、甲良町税条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第3号は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する改正について、専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、所定の基準により減免措置を実施する場合、国費により財政支援が行われることから、令和4年度における減免の実施にあたり、所要の改正について専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、令和3年度一般会計補正予算第10号で、4,502万9,000円を追加いたし、総額43億2,729万2,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第6号は、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算第5号で、546万円を減額いたし、総額8億2,135万6,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第7号は、令和3年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号で、392万2,000円を減額いたし、総額8,045万3,000円とする専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第8号は、令和3年度下水道事業会計補正予算第1号で、下水道事業収益のその他特別収益として1,423万7,000円を追加いたし、下水道事業費用のその他特別損失として245万8,000円を支出とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第9号は、令和4年4月7日付の民事調停法の規定による調停に代わる決定に対し異議を申立てないことについて、地方自治法の規定により、専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第30号は、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例で、福祉医療費無料化を高校世代までに拡大することに伴う、給付券発行等の整備に伴う一部改正であります。

議案第31号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、令和4年7月1日から、給料月額を減じないとする一部改正であります。

議案第32号は、令和4年度一般会計補正予算第1号で8,514万5,000円を追加いたし、補正後の予算総額を38億2,119万9,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金1,561万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,485万円、社会資本整備交付金1,103万6,000円、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金560万2,000円、デジタル基盤改革支援補助金374万円、財政調整基金繰入金3,228万円などであります。

歳出では、総務管理費で、住宅支援災害支援金1,000万円、システム整備業務委託748万1,000円、児童福祉費で、子育て世帯への臨時特別給付金420万円、保健衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託2,525万3,000円、予防接種委託341万9,000円、道路橋梁費で、橋梁点検委託2,600万円などを増額追加したものであります。

議案第33号は、令和4年度下水道事業会計補正予算第1号で、下水道事業収益の収益外収益として250万円を追加いたし、下水道事業費用の営業費用として500万円を支出増額するものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な承認、議決を賜りますようお願い申し上げます。ご提案説明とさせていただきます。

○宮崎議長 次に、日程第3 報告第1号を議題とします。報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 報告第1号 令和3年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和3年度甲良町一般会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日。

甲良町長 野瀬喜久男。

おめくりください。

令和3年度甲良町繰越明許費繰越計算書（一般会計予算）。

2款 総務費、1項 総務管理費、事業名、一般財産管理事業、公園整備工事。翌年度繰越額1,790万円。同じく電子計算管理事業、翌年度繰越額660万円。3項 戸籍住民基本台帳費、事業名、引っ越しワンストップサービス対応業務、翌年度繰越額273万2,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、事業名、子育て世帯等臨時特別支援給付金事業、翌年度繰越額8,771万3,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、事業名、予防接種事業、翌年度繰越額2,670万円。

6款 農林水産業費、1項 農業費、事業名、強い農業担い手づくり総合支援事業、翌年度繰越額599万9,000円。同じく、農業振興地域整備計画作成業務委託、翌年度繰越額400万円。同じく、ため池整備事業、翌年度繰越額600万円。同じく事業費、せせらぎの里管理事業、翌年度繰越額100万円。

8款 土木費、1項 土木管理費、事業名、土木総務管理事業、翌年度繰越額200万円。2項 道路橋梁費、事業名、狭あい道路整備事業、翌年度繰越額520万円。4項 住宅費、事業名、住宅管理費、翌年度繰越額193万5,000円。5項 都市計画費、事業名、甲良町総合公園管理事業、翌年度繰越額212万9,000円。

10款 教育費、5項 社会教育費、事業名、文化財保護活動費、翌年度繰越額191万2,000円。合計1億7,182万円。

令和4年5月31日提出。

甲良町長 野瀬喜久男。

以上になります。

○宮崎議長 これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第2号を議題とします。報告書が提出されていますので、報告を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、報告第2号 令和3年度甲良町下水道事業会計予算繰越計算書について、お願いします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和3年度甲良町下水道事業会計予算において、次のとおり次年度に繰り越したので、同項第3項の規定により、報告するものでございます。

次ページをお願いいたします。

令和3年度甲良町下水道事業会計予算繰越計算書、1款 下水道資本的支出、2項 建設改良費、事業名、マンホールポンプ改築更新工事、翌年度繰越額831万6,000円でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○宮崎議長 これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第3号を議題とします。報告書が提出されていますので、報告を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 報告第3号 令和3年度甲良町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和3年度甲良町水道事業会計予算において、次のとおり次年度に繰り越したので、同条3項の規定により報告するものです。

次ページをお願いします。

令和3年度甲良町水道事業会計予算繰越計算書、1款 水道事業費収益的支出、2項 営業費用、事業名、量水器交換業務、翌年度繰越額2,200万円。どうかよろしくをお願いいたします。

○宮崎議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第6 承認第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 それでは、専第1号、専決処分書。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日。

甲良町長。

それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例について、その主な改正についてご説明いたします。この改正は、地方税法の改正に伴う規定の整備を行うものです。

改め文の1ページをお願いします。

第34条の7第1項第1号オでは、寄附金控除の対象について改正します。中段、73条の2第1項、73条の3第1項は、固定資産税課税台帳記載事項証明書において、DV被害者等の保護のための措置を講じる改正です。

次のページをお願いします。

附則第10条の3第9項、同じく第11項では、一定の省エネ改修工事を行った住宅等に対する固定資産税の減免について、その他工事の追加により文言を修正します。

附則です。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2条では、固定資産税に関する経過措置について規定をしております。どうぞよろしくをお願いします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第2号は承認されました。

次に、日程第7 承認第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第3号 専決処分につき承認を求めることについて(甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 専第2号、専決処分書。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。

甲良町長。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その主なものをご説明いたします。

国民健康保険法の改正による規定の整備及び新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した被保険者に係る国保税の減免について、令和4年の取扱いについて所要の改正を行います。

改め文をお願いします。

第2条2項、第23条では課税の限度額について、基礎課税額の「63万円」を「65万円」に、後期高齢者支援金課税額の「19万円」を「20万円」に改めます。

附則第14項では、令和4年3月31日まで実施しておりました、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免を、令和5年3月31日に改め、令和4年度もその対象とするための改正です。

附則です。この条例は令和4年4月1日から施行する。

この条例による改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、よろしくをお願いします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 反対討論です。この改正の中には、コロナウイルスの感染症にかかって、ないしは、その影響で収入が減少した人の減免の規定があります。そのことは維持するわけですけれども、全体として限度額が引き上がります。上限の方が引き上がるからいいじゃないかという一面があります。しかし、

国民健康保険税そのものの矛盾点、つまり、今、大きく問題になっていますのは、各自治体も取組を始めていますけども、子ども世代への均等割の非課税ないしは軽減、これが進んでいます。

全協の中でも聞きましたが、そのことについては取り組んでいない、考えていないということでもあります。そういう点でも、根本的な解決をしていく上で、賛成ができないという表明をさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第8 承認第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第4号 専決処分につき承認を求めることについて(甲良町介護保険条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 専第3号専決処分書。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。

甲良町長 野瀬喜久男。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

コロナにより収入が減収したことなどによる、介護保険料の減免を令和4年度においても実施するものです。以上です。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第9 承認第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第5号 専決処分につき承認を求めることについて(令和3年度甲良町一般会計補正予算(第10号))。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 専第4号、専決処分書。

令和3年度甲良町一般会計補正予算(第10号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日付です。

予算書の裏面の方をお願いいたします。

この補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,502万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,729万2,000円とするものです。

地方債の補正につきましては、第2表地方債補正でご説明いたします。

1ページの方をお願いいたします。各款の補正額のみご説明させていただきます。

歳入。2款 地方譲与税、補正額63万6,000円減。3款 利子割交付金、18万1,000円増。4款 配当割交付金、214万8,000円増。5款 株式等譲渡所得割交付金、243万5,000円増。6款 法人事業税交付金、407万9,000円増。7款 地方消費税交付金、2,360万1,000円増。8款 環境性能割交付金、144万1,000円の増。9款 地方特例交付金、3万9,000円増。10款 地方交付税、8,797万2,000円の増。

次のページをお願いいたします。

11款 交通安全対策特別交付金、7万7,000円の減。12款 分担金及び負担金、66万2,000円の減。14款 国庫支出金、1,256万1,000円増。15款 県支出金、258万8,000円の減。16款 財産収入、68万2,000円の減。18款 繰入金、8,140万1,000円の減。20款 諸収入、261万8,000円の増。21款 町債、600万円減。歳入合計、4,502万9,000円増。

次のページをお願いいたします。

歳出。1款 議会費、補正額13万円の減。2款 総務費、1億206万円の増。3款 民生費、2,707万3,000円減。4款 衛生費、796万1,000円の減。6款 農林水産業費、7万円減。7款 商工費、261万円減。8款 土木費、399万2,000円減。9款 消防費、506万7,000円減。10款 教育費、948万1,000円減。12款 公債費、64万7,000円の減。歳出合計は、歳入合計と同額であります。

次ページの方をお願いいたします。

第2表、地方債補正。地方債の変更となります。地方債の目的、地方道路等整備事業、補正後額ゼロ円。570万円の減額です。公共事業等債、町道改良分、補正後額930万円。30万円の減額です。補正後額の合計は、930万円となるものです。

以上となります。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第5号は承認されました。

次に、日程第10 承認第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第6号 専決処分につき承認を求めることについて（令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 専第5号、専決処分書。

令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。

甲良町長。

予算書の表紙裏面をご覧ください。

歳入歳出それぞれ546万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,135万6,000円とするものでございます。補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正で説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。3款 国庫支出金、補正額13万9,000円。4款 県支出金、230万8,000円の減。6款 繰入金、329万1,000円の減。歳入合計、546万円の減となります。

2ページをご覧ください。

歳出。1款 総務費、補正額194万円の減。2款 保険給付費、ゼロ円。

3款 国民健康保険事業費納付金、ゼロ円。10款 予備費、352万円の減。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第11 承認第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第7号 専決処分につき承認を求めることについて(令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号))。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 専第6号、専決処分書。

令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。

甲良町長。

予算書表紙裏面をご覧ください。

歳入歳出それぞれ392万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,045万3,000円とするものでございます。款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正で説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。3款 繰入金、補正額392万2,000円の減。歳入合計392万2,000円の減。

2 ページをご覧ください。

歳出。1款 総務費、補正額392万2,000円の減。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第7号は承認されました。

次に、日程第12 承認第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第8号 専決処分につき承認を求めることについて(令和3年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号))。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、専第7号、専決処分書。

令和3年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)。

地方自治法第179条1項の規定により、別紙のとおり、専決処分をするものでございます。

予算書裏面をお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。収入の部といたしまして、補正予算1,423万7,000円でございます。支出の部といたしまして、245万8,000円でございます。内訳といたしまして、1ページをお願いいたします。

令和3年度甲良町下水道事業会計補正予算実施計画書。

収入。1款 下水道事業収益、3項 特別利益につきまして1,423万7,000円の増額でございます。

2ページをお願いいたします。

支出の部でございます。1款 下水道事業費用、3項 特別損失において、

245万8,000円の増額でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第8号は承認されました。

次に、日程第13 承認第9号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第9号 専決処分につき承認を求めることについて(調停に代わる決定について)。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 専第8号、専決処分書。

調停に代わる決定について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

調停に代わる決定について、令和3年(ワ)第28号貸金等返還請求事件に関し、令和4年4月7日付の民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に対し異議を申し立てないことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

事件名および当事者については、記載のとおりでございます。

調停に代わる決定内容につきまして、記載のとおりでございますけれども、和解条項案の方で、被告らは債務を全て認めていただくものでございます。また、債務のうち、被告から原告に対し、令和3年6月1日に支払った24

5万8,372円のうち、245万1,223円を貸付元金に、残額7,149円を利息に充当したことを相互に確認するものでございます。

また、被告らは、債権のうち55万円を原告に支払う内容でございます。

また、被告らが求めるとき、原告らは被告らの費用負担により、抵当権抹消手続を行うものでございます。

また、原告は被告らに対する、その他の請求を放棄するものでございます。

あとは記載のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 貸付事業ですけれども、この案件以外で、未解決数があるのかわかるのか。あると思いますけれども、件数が分かれば報告願います。それが1つです。

それともう1つは、全協のときにも確認しましたが、原則を立てて取り組んでいると。その原則が、元金や約定利息は確保すると。それからもう1つは、遅延損害金は状況によって割り引く、差し引くということもあり得るといように臨んでいると理解しています。それから、一括払いの場合もありますし、それから分割払いもあり得るといことで臨んでいるんだと思いますけれども、ご確認願います。

それから3つ目は、この原則、つまり、回収の原則を適用できない事案もあるのか。ないしは、あり得るとい想定もされているのか、説明をお願いいたします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません。1点目だけ、もう一度お願いできますでしょうか。すみません。

○西澤議員 未解決数は何件か。この貸付け事業で。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません。未解決につきましては、3月議会のときに、資料を示したものの件数でございますので、そちらの方の件数をまた資料の方でお答えをさせていただきたいと思っております。

また、原則論につきましては、先ほど申し上げていただいたとおり、基本的に元金、約定利息、遅延損害金、約1年分を割るような和解の方は今現在のところに行っていないというような状態でございます。また、分割払いにつきましては、本人の財産状況、その他を調べまして、そういったものについて最終的に和解を行うのかどうかという、分割を行うのかというような判断を和解のところでしているところでございます。

また、今言っている原案がその他の案件について、これの適用以外のもの

の案件があるのかどうかということにつきましては、あり得るといような考えでございます。以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 訴訟に訴え出る、こういう状況の下で解決してきているのが幾つかあります。そういう点では、貸付を住民さんが受けてから、かなりの年数がたっていますので、高齢になる、所得ももう激減しているというのが現状ですので、そういうような流動的な状況を加味しながら、一つ一つ丁寧に解決していただくことを求めて、賛成討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第9号は承認されました。

次に、日程第14 議案第30号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第30号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

本条例の目的に変更はなく、文言の整理のみの一部改正となります。「主に小中学生、高校生世代」を「小中学生・高校生世代」に改めるものと、あと、条例中に「15歳」と明記しているものを「18歳」と改めさせていた

だきます。また、不要なものにつきましては、削除させていただきます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、改正後の甲良町福祉医療費助成条例の規定は、令和4年4月1日から適用するとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第15 議案第31号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第31号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の一部を次のように改正するものでございます。附則第9項を削り、第10項を9項とし、第11項を第10項とし、第12項を11項とし、第13項を12項とするものであります。

附則中、第14項を削り、第15項を第13項とし、第16項から第18項までを2項ずつ繰り上げるものでございます。この附則中、第14項を削りということでございますが、14項につきましては、町長の給料の100分の40の給与減額を、減じるとする項目の削除でございます。町長の給料

につきまして、令和4年4月1日から給料月額を減じないとする改正の提案をさせていただくものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたしたいものであります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協でも申し上げましたけども、議員の皆さんが疑念に思っておられるところ、つまり、特別委員会で明らかになった事実関係についても、まだ、町長がこの疑惑について正面から答えるというようになっていないんです。ですから、特別委員会の報告書を見ていただいて、そこでの説明ができていない部分、それから疑念と思っているところについて、弁明書ないしは釈明書という形で議会に提出されることを改めて求めたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 これまでの議員のご意見、それから私の主張等は平行線でございます。私の整理した見解を述べさせていただきます。議員発議によりまして、私の給与改正、条例改正がされております。こういう条例、改正の例は、他市町では、調べた範囲では認められていない、ありませんということであります。それから、給料減額の期間であります。当分の間の給料減額につきましては、私が町長に就任して以降、平成29年12月から、そして今期は令和2年2月から2年余りずっと続いているものであります。給料の減額に関しては、令和3年3月23日に滋賀県知事裁定がなされておりました。本議決は地方自治法第176条第6項に言う、議会の権限を超えた、または、法令に違反する議決であるとして、議決が取消しされております。

いずれにしても、今までの主張は、私への説明責任、弁明、釈明という議会のご意見と、私はもうこれ以上、説明をしないということをお断りいたしましたので、今申し上げました理由をもって解消したいという趣旨でありますので、このことをふまえて、適切な議決をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第32号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第32号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 議案第32号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書裏面の方をお願いいたします。

この補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,514万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,119万9,000円とするものであります。また、債務負担行為の補正としまして、第2表でご説明いたします。

1ページの方をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入の部。款及び補正額のみご説明させていただきます。14款 国庫支出金、補正額5,308万3,000円。15款 県支出金、1,000円の減額。18款 繰入金3,228万円の増、20款 諸収入、21万7,000円の減。歳入合計、8,514万5,000円の増でございます。

続きまして、歳出。2款 総務費、補正額1,841万6,000円。3款 民生費、839万3,000円。4款 衛生費、3,412万9,000円。5款 労働費、30万5,000円。6款 農林水産業費、200万4,000円。8款 土木費、1,600万円。10款 教育費、589万8,000円。歳出合計は、歳入合計と同額となります。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正となります。追加する事項としましては、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償としまして、期間は、令和4年度から令和16年度まで、限度額として小規模企業者小口簡易資金として、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降の11年以内に代位弁償した場合、当該額から支払いを受けた保険金を控除した実施損失額の10分の8について、100万円でその損失を補償するものであります。

以上、説明の方を終わらせていただきます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この補正予算第1号に、今日、配られました地方創生の臨時交付金の4,244万円が反映しているのか、それとも今後の対応になるのかと

いう説明をお願いします。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 一覧表をお手元にお配りしているかと思いますが、甲良町分として4,244万円の追加の内示をいただいているところで、今現在、交付申請、それから交付決定の手続を行っているところなんですけども、この金額については、これには反映していません。ですので、これから各課等々へのヒアリング等を通じて、この金額に見合う予算増というのを、今後、検討していきたいと思います。基本的には9月補正というタイミングが一般的なんですけれども、全協でもご説明させていただきましたように、事業始期でありますとか事業終期、そういったことを捉えまして、緊急の必要性がある場合につきましては、議会を臨時にお開きいただいて、ご説明させていただくなり、内容に伴ってそういったご相談をさせていただきたいなと思います。以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第33号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第33号 令和4年度甲良町下水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、予算書裏面をお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。令和4年度甲良町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を補正するものでございます。収入の部といたしまして250万円の増、支出の部といたしまして500万円の増。内訳につきまして、1ページをお願いいたします。

令和4年度甲良町下水道事業会計補正予算実施計画書。収入の部といたしまして、1款 下水道事業収益、2項 営業外収益におきまして250万円の増でございます。

2ページをお願いいたします。支出の部といたしまして、1款 下水道事業費用、1項 営業費用におきまして500万円の増でございます。どうか

よろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 請願第1号を議題とします。本請願については、紹介議員の西沢議員から提案説明を求めます。

西沢議員。

○西沢議員 読み上げさせていただきます、提案に代えさせていただきます。

請願者は、荒神山を守る会共同代表、杉原秀典。連絡先、電話は省略します。

ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願。

請願趣旨。ごみ回収日には、各自治会のごみ収集場は大量の包装プラスチック、生ごみ、枝葉の屑などで山積みになります。ごみを持ち込んだ私たち住民の多くが「これを全部燃やして大丈夫なのか」と思っています。今、異常気象などを前にして、「このままで次世代に持続可能な自然と社会は残せない」との思いが世界中に広がっています。その思いは、日本、そして、滋賀の若者の中にも広がっています。

昨年8月、IPCC、(国連の気候変動に関する政府間パネル)は、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と断定しました。11月のCOP26は、気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えることで正式に合意しました。そのためには、2050年までに世界のCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにし、2030年までに約45%削減する必要があります。相当の国が、50%から60%台の削減目標を掲げています。日本も「2050年カーボンゼロ」を宣言し、低すぎるとの批判を浴びながら、2013年度比46%削減の目標を立てています。滋賀県の削減目標は同50%です。

彦根愛知犬上の広域ごみ処理施設建設計画も、この問題を避けて通ることはできません。大型のごみ焼却炉が大量のCO<sub>2</sub>を排出するからです。彦根愛知犬上広域行政組合は、ゴミの15%削減の方針を示していますが、国や県の目標を達成するためには、1市4町が「2030年までにごみを半減させる」などの抜本的なごみ減量目標を立てて、市町の住民と企業に呼びかける必要があるのではないのでしょうか。

ごみ半減は、次のことをもたらします。①住民や企業が自ら毎日出すゴミを見つめ直し、CO<sub>2</sub>削減に貢献する。②新しいゴミ処理施設の建設費を低く抑えて、ひっ迫する市町の予算を健全化する。新しいゴミ処理施設の建設費は、建物だけで200億円とされますが、約半分の規模の「近江八幡環境

エネルギーセンター」の建設費は60億円（2016年8月稼働）です。ゴミ半減は不可能だとの声があります。しかし、野瀬町のゴミ焼却炉が故障した際に、彦根市の和田市長の呼びかけにより、ごみが5%減った事実を見れば、恒常的なキャンペーンにより、ゴミ半減は可能だと思われま

す。これまで、国は「大型ごみ処理施設で大量のごみを燃やし、プラスチック燃焼の熱でゴミ発電をする」方針をとってきました。しかし、昨年6月には、「プラスチック資源循環促進法」が成立し、プラスチックの分別、回収の新しい方針が出ました。全国には、「ごみゼロ」を目指し、実際にゴミの8割を資源化している自治体があります。この流れが主流になってこそ、持続可能な自然と社会を次代に引き継ぐことが出来ます。

以上の趣旨から、以下のことをお願いします。

請願事項。甲良町が「2030年までにゴミ半減」など、抜本的なごみ減量計画を立てることを求める決議を採択することとなっています。

それで、私が強調したい点は、幾つかありますが、1つ目は、質問でも出されました、請願団体と請願事項の関係です。請願者が言っておられましたが、確かに荒神山の麓、困るという思いのところで結成されました。しかし、そのことだけで、私たちが進むわけにはいかない。ごみ減量を求めて、どこであっても、場合によっては、荒神山の麓でも設置できる、そういう状況をつくる上でも、施設の減量が大変必要だというように思います。現在の出てくるごみは、対策らしい対策を取らないまま燃やし続けることが、環境にも私たちの暮らしにも悪影響を与えないのかという点で、するどく私たち自身にも問われてまいります。様々な対策を講じて、例えば、私の家で言えば、大変気持ち重いんですけども、母親の紙おむつは大変重いです。ほとんどが水分です。そういう点でも、また、赤ちゃんを抱える方々、これはもう以前、布おむつだったんですけども、全てほとんどが紙おむつになっています。担当者と話したときも、そのことは大変心苦しいというように、担当者も言っていました。ところが、ごみゼロを宣言している町の元町長さんが来られて話をされましたが、紙おむつは紙おむつとして再生する、こういう技術も今始まっているというように思いますし、それから、枝葉、つまり剪定のごみなども燻炭にして土壌改良に使っている。いろんな様々な方法もあります。一番やはり重たいのが、生ごみ。生ごみの減量、つまり、堆肥化をする取組を各自治体ないしは広域でも知恵を出して準備をする。こういう様々な対策を講じて、この稼働する7年までの間に、求めていますのは5年間ですけども、その対策を講じていく。こういう取組が、住民と行政、そして企業の知恵を集めてやっていく必要があるなと思っています。

2つ目は、やはり財政負担。今のままですと、当初は147トンでスター

トしました。焼却能力、これが今144トンというようになりました。ごみは15%の削減の目標にする。最初5%だったのが、そこへ前進してきました。それでも144トンの焼却炉、大規模な施設です。基本計画書を改めて見ますと、熱回収の設備で60億円ほどかかるんです。ですから、そういう点でも、小規模化は不可能ではないと思いますね。その小規模化をして、財政負担を減らしていく。特に彦根市と甲良町の場合、財政の危機状態がすぐに改善できるという状況にはならないと思うんです。ですから、これからの財政負担を考えますと、ごみの減量をして、施設規模も縮小の方向で取り組めるといので、行政にその計画をつくるように求める、こういう請願は大変道理ある提案だと思いますので、議員の皆さんのご賛同をぜひよろしくお願い申し上げます。

○宮崎議長　ここでお諮りします。これより、審査願います。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○宮崎議長　異議がありませんので、委員会への付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

丸山議員。

○丸山議員　紹介議員の西澤議員に再度、確認のため、お願いしたいんですが、ごみの量を少しでも減らして縮小したらええというか、今、私らは広域に行っていないので何ですが、九分九厘、清崎というのは決まっているような感じで私らは聞いているんです。だから、それに関してのごみの量を減らしていく、確かにこれもいいことだと思うんですが、完全なその場所、清崎というのが全く反対というわけではありませんよね。ちょっとそれだけの確認だけ、紹介議員の方、西澤議員、お願いします。

○宮崎議長　西澤議員。

○西澤議員　丸山議員の質問にお答えします。丸山議員が言われているとおり、反対のスローガンはありません。というのは、それではやはり広い方々に理解を求められないと。つまり、根本的な見直しをしてほしい。根本的な見直しというのは、いろいろ中身が入っています。規模の縮小もそうだし、それから荒神山というのは、いわゆる歴史、それから観光、それから信仰、いわゆる神さんのおられる神社も2つか3つあるんです。3つぐらいありますね。そういう点でも、ふさわしいのかと。これは、みんなで考えるという意味で、私自身はふさわしくないと思っていますけども、いろんな意見を入れながら合意ができるところ、つまり、そういう施設の建て方や、それから、ごみ

の燃やした後、環境に影響を与えないような施設、それからごみの質なんかも検討していく、こういうことが含まれているというように思いますので、根本的な見直しをとというのが、中心的なスローガンです。

それは、ちなみに先ほど説明のあった、ごみゼロを宣言している上勝町に、私は家の事情で行けませんでしたけども、視察に議会が行っていただきました。それで見ますと、3万6,000の人口の町が、福岡県ですけども、ある町がごみゼロの宣言をしているんです。こういう点でも、大きなところでも、かなりごみは減らしていこうと。今もう短いスパンで見ても、2年、3年の流れでも、やはりCO<sub>2</sub>を減らせないかと。つまり、いろんな気候変動、異常気候、これはほんまにどうにかせんとあかんなどというのは、立場を越えて思ってきているところなので、いろんな知恵を集めてCO<sub>2</sub>を出さない方向は何かないかなということをやはりみんなが考えていく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 この減量問題についてです。私は、3つの理由で賛成するんですが、その1つは、まず今はもうごみの減量というのは、国民的課題になっています。これは、もう当然の取組であります。それが1つ。

2つ目は、近々というか、建設が予定されている、もう建設費だけで200億円を超えるというような計画が、このごみの減量によって、その規模が縮小されるということが予定されている。

3つ目には、稼働したときに甲良町におけるその負担金というのは、甲良町から出すごみの排出量によってその負担金が計上されます。よって、その負担金の軽減にもつながるという取組でございますので、ぜひともこの件については、皆さんの賛同を得たいと思うところでございます。

以上で、賛成討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論とさせていただきます。先日、共同代表の杉原さんが来られて説明を受けまして、当初、私は行政組合の方に出向させていただいている立場をもって、荒神山を守る会という団体があつて、それは当初ということなんですけど、当初、西清崎にごみ処理場の建設を反対するというようなことを言われておったので、そのイメージが強かったもので、これはちょ

つとあかんなど思っていたんですけど、先日の説明によって、そうではないんだと。今、この請願書の文言あるいは請願事項には、これはもう私も大賛成なので、そここのところ引っかかっている部分がありましたけれど、共同代表の説明によって、そうではないんですということをおっしゃったので、賛成とさせていただきたいと思います。以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も賛成討論をさせていただきたいと思います。先ほども言いましたけど、やっぱり負担金、町がどんどん人口が減っていく中で、負担金が増えるようなことではいけませんので、私たちも去年の暮れに上勝町の方に寄せていただいたときも、やっぱりゼロをめざしていく、あるいはできないことではないと思いますので、少しでもごみのトン数を減らしていく方向で、この請願には賛成したいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決します。

お諮りします。本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。次は、10時35分から。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○宮崎議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、日程第19 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば、簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番 木村議員の一般質問を許します。

8番 木村議員。

○木村議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始め

させていただきます。

その前に、ちょっと聞いた話ですけど、今年、町長の財政危機ということで始まった年なんですけど、それに基づいて令和4年度の一般会計も頑張って減らされたとは聞いておるんですが、もちろん聞いておるといよりも見ているんですが、昨今、財政危機宣言をしまった割にはお金があるらしいといううわさが流れていますので、ちょっとそれだけ。単なるうわさだとは思いますが、そんなうわさが流れていますので、ちょっと最初に言っておきます。

それでは、始めさせていただきますと思います。

まず、役場前の信号の交差点改良の進捗をお聞きしたいと思います。これは以前も聞いたんですけど、何年越しの事業になるかということをお聞きしたかったんですけど、前回の聞いたときには、平成25年の予備設計だとか、あるいは平成29年の測量に入るというような答弁をいただいたんですけど、私の記憶でいきますと、かなりもっと前の話があったように思うんですけど、改良の話はいつ頃からあったのか、もし分かればお聞きしたいと思います。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 実施自体が県道になりますので、滋賀県になります。そういったことで、滋賀県の方に確認を行ったところ、平成24年度から交通量調査、道路点検とかをやっておられますので、それ以前というような形のものが計画になっているということです。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 答弁としては、そうなるんだろうかなと思うんですけど、この話を私が聞いたのは、前のときにも発言したことがあったんですけど、記憶でいきますと、本当に25年か30年ほど前に、そんな話が出ておったように思うんですが、逆に言うと、今ここにいてくれる幹部さん連中はまだお若いので分からんかもしれないけど、もし町長がご存じであれば。何も聞いていませんでしたか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 ちょっとはつきりした年次は分かりません。しかし、もう恒常的に朝夕の通勤ラッシュ、ここの信号が混むというのが課題でありましたので、建設水道課長が申し上げましたのは、本格的に状況調査であったり、具体的にお願いしたいと思っています。古い話ですと、藤堂課長なり、阪東課長が建設課長をされていたときは、甲良多賀線に歩道をつけたいという要望は、県土木にはずっと出していた。その延長線での、ここの交差点改良だと認識しております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。私が聞いておった話は、以前も言ったんですけど、元山崎義勝町長が教育長のときだったと思うんですけど、かなり前です。だから、その頃、僕の記憶でいくと、私自身の年齢が40歳前後、イコール30年ほど前となりますけど、そのときに商工会の青年部とかで、行政懇談会というようなパターンでやらせてもらったときに、山崎氏が、その商工会のところに展示場という建屋があったんです。その建屋は、こういう改良の話が出てきよるで、それまで建屋を建てといた方がええでみたいなことを言われたのを記憶しておりましたので、今ちょっと質問させていただきました。24年とか25年あるいは29年というような年月が出ましたけど、それはそれで結構でございます。ありがとうございます。

そしたら、次、2番目に移らせてもらいます。この事業は先ほど課長の答弁で県事業ということになるんですけど、誰があるいはどこかの団体が最初に計画しはったんだと思うんですけど、2番目の質問、お願いします。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほども申し上げたとおり、滋賀県が事業主体になりますので、計画は滋賀県になります。理由につきましては、先ほども町長の答弁でございましたとおり、甲良多賀線と彦根八日市甲西線の渋滞解消ということで事業を計画したということでお伺いしております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 今の答弁でいきますと、もちろん県道ですさかい県がやられるというのはよく分かるんですけど、県が「甲良町さん、その交差点、改良しますさかいに、タイムスケジュールはいろいろとあったかと思うんですけど」と県が言われたのか、あるいは地元の法養寺がメインになろうかと思うんですけど、法養寺さんからの要望があったのか、あるいは甲良町の行政としてお願いしたのかということをお聞きしたんですけど、県でよろしいか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 道路整備につきましては、様々な協議を行います。そういった中で道路計画、アクションプログラムとか、そのあたりで県とも協議しますけれども、最終的には滋賀県が計画するという形のものでございますので、どこからと言われてますと、滋賀県という回答になります。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。それをなぜしつこく聞いたかといいますと、後でも出てきますが、一番のネックは誰が計画、言わば言い出しっぺですけど、誰が言ったのかで全然その後のアクションが変わってくるように思うんですよ。だから、例えば県と今答弁をいただいたんですけど、どうも見ていると、町はちょっと間に入って、県と地元の法養寺さんをつないでおられるよう

に見えるんですけど、それをもって県の言い分を聞いておられますと、県からのお頼みじゃなく、どう言ったらいいのかな、地元は全然ノータッチというか、あまりどうでもええんやと言ったら語弊はあるんですけど、してもらいたいのはしてもらいたいと思っておられるんですけど、後で出てきますけど、神社の関係の問題がまだまだ残っております。だから、法養寺さんがもしも言われておったならば、法養寺さんの神社のことは解決の方向でいきやすいと思うんですけど、法養寺の神社の一件は、今の現状では大反対されておると。だから、誰が最初に計画して云々であったのかなと思ったので、ちょっと聞いてみました。分かりました。県です。

そしたら、次3番に移らせていただきたいと思います。コロナ禍であったんですけど、まだまだ終息に向かうというような雰囲気はありません。法養寺の役員さんとの話合いの進捗をちょっと聞いてみたいと思います。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 法養寺地区とは令和3年度におきましては、6月、9月に役員さんと協議を行っております。町が県と同席をさせていただいております。令和2年度に法養寺地区さんの方で、この問題につきまして検討委員会を設置するというので、それが令和3年度の当初に決まりましたので、そこから協議という形で協議を進めさせていただいているという内容でございます。また、検討委員会さんの方と今月も協議の予定はもう既に立っているということで聞いております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。ちょっと今、課長の答弁をいただいたんですけど、地元の話とちょっと違いましたので、ひょっとしたら、直接、話合い、会議に出ておられない方かもしれませんので、それは私の方でまた確認させていただきたいと思いますが、去年度、6月あるいは9月に会議を持ち、今月か来月かな、またやってくださると承りましたので、よろしく願いしておきます。

そしたら、次に4番目ですけど、以前も質問させていただいたことがあるんですけど、神社の土地というのは法養寺区の土地であります。それと、神社から南へ3軒ほど民家が建っております。それは、各戸の個人の所有です。そこで、行政あるいは県との交渉の段取りが違うように思うんです。だから、なかなか遅々として進まないのは、そこら辺に何か問題があるんじゃないかという思いの質問でございます。見解を求めたいと思います。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 神社につきましては、法養寺区さんの土地の所有地というのは存じております。おっしゃっていただいているとおり、個人の西側の

土地を言っておられるとは思いますが、個人も神社であろうが用地買収というのは非常に問題が多々発生してくるものでございますので、そういったものを検討委員会と、今後、用地買収に向けて協議を進めていくというような回答をいただいております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 参考にしておいてくださいということですが、今言いました神社の向こう南側に3軒、民家があります。3軒のうち2軒はいわゆる交渉が成立したのかな、しそうなのかなということなんですけど、1軒がちょっとまたもめてはるということなんです。ところが、その家のことに関してちょっと法養寺区の人がしゃべらはるのが、例えば家があります。その3分の1ぐらいが歩道関係、右折だまり関係のことで買収したいという。3分の1は買収したいけど、3分の2は要らないんだというような表現をされると言われるんですよ。それはちょっととんでもない話だなと思うんですけど、そこら辺のことも今後の法養寺区、県との話合いの中で、また出てくると思うので、一般的な町民という立場とあるいは行政マンという立場とちょっと違うところがあるのかいなとも思ったりもするんですけど、一人間として、3分の1は買い上げるけど、3分の2は知らんと言われたら、ちょっと頭にくるような気もするので、そのことは今後の話合いの中、町の方もその話合いの会議の中に入って行かれると思うので、ちょっと頭に置いておいていただきたいなと思います。

次に、5番の質問です。現状、交差点北側に手をつけられて、近々、完成するようにも思っております。以前の質問のときに、令和5年度には事業完了と答弁をいただいていたんですが、それを議会だよりに載せましたところ、法養寺区の人とか数人からですけど、すごく怒られました。法養寺区の会議が何も進んでいないのに、完成ってどういうことやというて怒られたわけです。それはそれとして、今もう今年4年にはほぼ出来上がって、見ていると、後は舗装関係で終わりかいなと。今年度中にされるのか、そのままになるのか分かりませんが、北側の供用開始というか、段取りは出ておりますやろか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 北側の交差点改良を滋賀県に確認したところ、今年度中に完了はいたします。暫定供用につきましては、一応、予定はしておられるということで、暫定供用を予定しておられるということでございます。南側につきましては、6月から南側の方から、できるところにつきましてはもう工事の着工はしておられますけれども、残っているところも用地交渉もあるということで、完成についてはまだ未定の段階でございます。

○宮寄議長 木村議員。

○木村議員 そのこの信号のところに私もあまり降りてずっと眺めたことはないんですけど、よく通るもんやから、車の中からの判断によるんですけど、今、北側の部分が出来上がろうとしておるんですけど、もしも出来上がったとしても、南側ができなかったら供用にはならんように思うんですけども、もしも使ってしまったら、非常に危険な交差点になろうかと思うんですけど、見解を求めます。

○宮寄議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 そのあたりについては、滋賀県の方も重々、打合せ等で協議の中で認識はしております。供用開始に至るまでの暫定供用についても、交差点の狭窄をしたまま供用するとか、そのあたりについても協議をしておられますので、交差点の変形で危なくないような供用開始になるとは思っております。

○宮寄議長 木村議員。

○木村議員 そうすると、もう1つ気がついたことがありますので、ついでに言わせていただきますが、もうじき北側の部分が完成すると思うんですけど、現状、歩道をカットされて進められておるんですけど、あるいは白線という言い方でいいのかどうかわからへんのやけど、道路の両サイドに白線があって、その白線から、見た目3、40センチのアスファルトがあって、あと、歩道の部分になろうかと思うんですが、今現在は白線ぎりぎりにカットしてあって、バリケードはぎりぎりに置いています。僕が通ったときは軽で通っていますので、全然、気にもならなかったんですけど、大型同士がすれ違うときは、僕が見たときには、久光さんの駐車場の方に北行きのトラックがよけてというようなことがあるので、あれはぎりぎりなぜカットされたのか、もう一つ分かっていないんやけど、非常に危険なもんやから、会議の中で甲良町の言い分として、あれはあかんのちゃうかみたいなことを助言していただければありがたいなという意味の要望でございます。

そしたら、6番目にさせてもらいます。先ほどちょっと課長も言われましたが、道路の西側、ひきたの散髪屋さんの側がずっと個人の家が並んでおるわけですけど、先ほども言いましたけど、神社は法養寺区のもの、だから逆に言うと50軒ほどの皆さんの了解を得ないとなかなか前へ進めない。でも、こっちの西側にあるひきた散髪屋さんの筋の西側にある家は個人の家であるということはもちろん難しい部分はあるんですけど、全体じゃなく個人との交渉で、何とかやりやすいんちゃうかいなど。そっちの方やったら、みんなオーケーもらえそうな話やで言うことを法養寺区の人がお話ししてはりましたので、そっちの方が話が早いなど。甲良神社のことを考えているより

も、そっちの方が話が早いんじゃないかなとは思いますが、ところが、そっちはそっちで、今さっき言いました変形の交差点になってしまうような気がするので、簡単にはいかんのですが、何か見解があればお聞きしたいと思います。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それぞれ個人さんの見解があると思うのですが、西側の方については、県の方は拡幅の計画はしていないという形でお伺いしておりますので、事業の方の変更については、今後のお話になろうかなと思います。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 やっぱり、今の交差点改良、右折だまりをつくるということでのやり方でいったときには、やはり法養寺の甲良神社のことを何とか解決しなければいけないんじゃないかと思うので、なかなか難しい問題がまだまだ残っている。しかも、コロナに入っておりますので、なかなか会議も順調に進められないなどはもちろん思っておりますので、また、単なる町は県と地元とのつなぎという立場でなく、もうちょっと早く解決の方向を見いだせるように頑張りたいということで、これは要望でございまして、ありがとうございます。

それから、2番目の方に移らせていただきたいと思います。甲良町産業集積地の分です。前回の質問のときに、隣地人のことを質問したわけですが、立会いは必要ですという答弁をいただいたきりで、私も終わってしまった。私も反省しなければならないんですが、実際、集積地の隣地人というのはどなたになるのかということを知りたいんですけど。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 登記簿による土地所有者の確認までを行っているわけではございませんが、おおむね北側は西明寺、それから、南側は株式会社湖東三山リゾートが所有者であると認識しております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 西明寺の次に言うてくれはったのは、リゾート会社の話をしてくれはったのかな、ひょっとして。それが、そんな沢山持っておられるということですか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 隣接関係をご質問いただいたと認識しておりますので、現在、池寺の産業集積地にあります、あれの南側はちょうど今、開発を行われている、愛荘町との町境になるわけなんですけれども、あちらの土地は株式会社湖東三山リゾートが隣接してお持ちになっていらっしゃるという意味

です。ただ、先ほど申し上げましたように、登記簿等を確認しているわけではないので、具体的な隣接関係までは、その間にもしかすると個人所有者等があるかもしれないですし、それはちょっと正確なところまではちょっと把握しているわけではございません。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 もちろん西明寺というのはよく分かる話なんですけど、湖東三山リゾートというのは、ちょっともう一つ分からないんですけど、以前、大分前にあったんですけど、ゴルフ場ができるかしらんとするときのリゾート会社のことなんでしょうか。課長、分かりませんか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 過去の経過までは、ちょっと私も認識しているわけじゃないんですが、今、この株式会社湖東三山リゾートという会社がホームページを立ち上げられていまして、株式会社湖東三山リゾートのホームページでは、航空図面を基に私どもの町の当該地と自分らが所有されている土地等を航空写真で明示されているので、その位置関係からいけば、隣接しているんだらうなと想像しています。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 課長が言ってくれはることは、ひょっとしてそのリゾート会社というのは、愛荘町側にある、約7万坪やったと思うんですけど、そこが切り開いておられる、そのことを言っておられるのかな。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 その地域の土地という認識です。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 そうですか。僕もはっきりは分からないんですけど、集積地のところにかかってあるのかないのかわからへんねんけど、結局、集積地から西側へ行ったら、もうグラウンドの方になる、南側は弘法池というような池があるところがあるんですけど、そこは長寺区の土地だと思うんですよ。だから、そこが出てくるんかいなと思っているんですけど、それはなかったですか。隣地。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 すみません。先ほど申し上げた、登記簿なり公図なりで、全ての隣接関係を図面で把握しているわけではないので、今おっしゃっていただくような点、もしも必要であれば、公図なり登記簿で具体的な個別の位置関係というのは、後日またご相談させていただきたいと思います。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 大体分かりました。それは2番目につながるんですけど、隣地人

がもちろんおられるわけですが、そこが数か所というか、数名で済むのか、大多数になるのかで全然、変わってくるかと思うんですけど、隣地人との立会いをしなくていい開発方法というのはあるんですか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 隣地所有者の立会いというのは、法的な義務ではありません。ただ、トラブルの未然防止の観点から、開発行為を行うような場合には、隣地所有者に対してそういった開発行為の工事概要を説明した上で、隣地承諾を取るというのが一般的な手続になっております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 それをしなければならぬとは思いますが、だからイコール数名で済むのか、大多数になってしまうのかでちょっと問題事が違うなと思いましたので、ちょっと2番の質問をさせていただいたわけですが、開発にあたって、せつかく話が前向きになろうとしておっても、隣地人が駄目だというふうなことになるかと思うので、ちょっと調べておいた方がいいんじゃないかと思っておりますので、これもまた要望でございます。

次に、3番目の質問をさせていただきます。昨年の12月に新しい募集要項を説明していただきました。でも、今年あるいは今年度になって、まだ続きの説明がないんですが、進捗はどうでしょうか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 この4月、5月にかけて、進出意思を示していらっしゃる企業等に対し、議会でご説明させていただきました募集要領の改正点につきましてご説明をさせていただき、そういった企業様からの意向確認を行っている状況です。今後につきましては、そういった企業さんから、一定の意見集約を図った上で、県の企業立地推進室の助言を受けて、募集手続の検討を進めていきたいなという具合に考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。もちろん判断ができる、できんの問題があるんですけど、可能性として今までもかなりの数の引合いというか、お話があったかと思うんですけど、ここへ来て今、課長が2か所ほど云々と言われましたけど、可能性としては高い方に見れるのかどうか。課長の判断になってしまいますけど。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 低い、高いを私が申し上げてしまうと、非常に主観的なところも出てしまうので、ちょっと回答が難しいところがあるんですけど、ただ、今正直申し上げますと、3社、4社ほどの企業さんとお話をさせ

ていただく中で、非常に前向きな企業さんもいらっしゃるでしょう、ちょっとお時間をもらいたいんだけどもというようなことをおっしゃっている企業さんもあって、そういった皆様の企業さんにお答えできるような募集というのは、なかなか難しいのかなと思うんですけども、先ほど申し上げましたように、意見集約を図る中で最大公約数的な一定の到達点というのが導き出せればなという、ちょっと希望的な観測は持っております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 次、行かせてもらいます。4番、内部プロジェクトチーム、あるいは外部選定委員会ということを以前も答弁してくださったんですが、今現在どんな状況になっておりますか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 過去には、役場内に横断的なプロジェクトチームがあったやにお聞きはしておりますけれども、現在は企画監理課のみで事務を所管しております。また、外部選定委員会につきましては、先ほど申し上げました募集手続を進めていく中で、選定方法についても併せて検討を進めていきたいなと考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。町条例が変更されることをちょっと期待しておったんですが。私が前も言いましたけど、個人的な主観になろうかと思うんですけど、最初、無償ということでお話がありまして、そのときにも数社か十数社かちょっと分かりませんが、という方々がその土地は一応無償で譲ってもらえるんだというようなことを思っておられたと思うんですが、それが有償になってしまったと。条例を見てみたら有償にしなければならないんだというようなことの説明があったかと思えます。約8万8,000坪ということなんですけど、売却ということになると、坪単価というのはおのずとついてくるものですが、そこまで今現在、考えがありますか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 坪単価のことをお聞きいただいていると思うんですが、土地を仮に競売する場合、仮になんですけれども、そういった場合には、不動産鑑定士によりまして鑑定を行った上で、最低売却価格といった坪単価を設定するのが一般的なやり方だろうと思うわけなんですけど、本事案の場合は、そういった競売ではなく、総合評価によるプロポーザル方式の採用を検討しております。ですので、不動産鑑定の実施までは考えておりませんが、坪単価といったようなことについても1つの評価点にはなりますので、プロポーザル評価においては、固定資産評価額を1つの指標として、その評価をしていくことになろうかなと考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そうしましたら、次、6番なんですが、以前の募集要領と変わって、去年の12月に新しい募集要領を説明いただきました。今も言いましたが、無償が有償に変わってしまったと。条例の関係でということなんですけれど。そのときに有償になったんだということと、以前は道の関係とか、あるいは上下水道の関係とかは、町の方が持つということをおっしゃってくださったんですけど、新しい募集要領は、全部、来てくださった企業にやってもらいたいということになっていたと思うんですけど、以前、私が質問したんですけど、ちょっとここに条件をつけてということを書いたのは、来てくださる業種の条件ということになるんですが、それが甲良にとっていいんだという業種が来てくださったときには、上下水道、道路、進入、進出道路も進出業者に全部やらせるんならば、ここにこんな土地がありますよということさえ言ったら、手を挙げてこられる業者はようけあるんだとは想像ですけど、思うんですが。以前、言った無償で譲るということにはならないんでしょうか。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 譲るということでありまして、やはり無償ということになります。また、売るということになりますと有償、ちょっと単純な話なんですけども、そういった場合、条件付けの有無を問わず、やはり条例の制約上は売る、有償ということにならざるを得ないのかなと考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 先ほども言いましたが、私ならば無償という土地が有償になってしまったというのが、まだ全然、私の頭の中で理解ができておりません。私ならば、無償と言うてたのに、何で有償になるんやという単純な話を思いますので、そういうふうには思っております。これが土地を売買するという業界というのか、普通のことなんでしょうか、これは。もう一度言いますと、有償になってもかまへんと企業は思って普通なのかどうかということをお聞きしたいだけです。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 不動産取引の一般論というところまでは、私もその業界のことを知っているわけではないので、そこまで語れないですけども、先ほど申し上げました4月、5月に数社の企業さんとお話もしている中でのお話では、無償が有償になったんだから、もうそれならもうやめておくよというふうなところまでのご意見はなかったのかなといったような、ちょっと状況報告だけはさせていただけるかと思えます。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そしたら、7番目に移らせていただきたいと思います。以前、高島市へ研修に行ったことがありました。企業誘致を積極的に考えておられたと記憶しております。大林から平成26年に寄贈され、はや8年、甲良町議会で令和2年9月に早いこと開発をとということで、議会から決議をさせていただいたという部分があるんですが、今いろいろとお話ししていて、少なからずとも進んでいるなということは感じ取っておったんですが、さっきまで、要は今の質問の話聞くまで、何かやる気がやっぱりもう一つないんちゃうかみたいなことしか思っていませんでしたので、ここに開発する態度を見せてほしいということを行ったんですが、別にももちろん今の話のとおり、前へは進んでいってくださっていると思うんですが、もう一度、再度、見解をお願いします。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 何をもって開発する態度とするかは、ちょっと意見が分かれるところかなと思うんですけども、今後も引き続き議会への説明をしっかり行いながら、甲良町にとってよりよい企業誘致ができるように、各方面にも積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 私の答弁の指名はなかったんですが、やり取りを聞かせていただいて、今、私の思いだけを少し述べさせていただきます。土地の価格ですが、確かに以前は無償譲渡ということをやずっと掲げてまいりました。無償でいただいた土地を無償でお渡しする、企業で開発をお願いするという、このストーリーであります。スタンスはそういう底流にあるという認識をしております。ただし、何で無償から売渡しにということではありますが、条例を調べてみますと、財産の交換、剰余、無償貸付け等に関する条例というのが町にあります。その条例を逸脱しないということですので、さっき企画監理課長が申し上げました、通常の売買価格でという認識はありませんので、固定資産評価であるとか、適切な評価ということを企画監理課長は申し上げたのであります。

それから、12月以降、町は議会で説明していないので止まっているのと違うかというご心配であります。今、企画監理課長が申し上げましたように、前回、公募をかけてすぐ企業とやりとりできるかということでしたが、1回目の公募の反省に立って、県と打合せをしていますので、今、担当課で公募までの下調整というか、企業の動向調査をしてもらって、いかなる場合に公募が可能かという下踏みは今してもらっているところでございます。もちろん私といたしましては、前から言っていましたように、総合計画で企業誘致、雇用の創出、公募等々を明記して、プロジェクトとして企業誘

致を進めるという方向には変わりはありませんので、今後も引き続いて、具体は県内の工業団地が少ないという状況を鑑みて、県の企業立地推進室も後押しをしていただけるという力強い相談相手になりましたので、その方向でいきたいと思えます。

それからプロジェクト等々、内部の取組のことをおっしゃいましたが、具体のそういう詰めができてまいりますと、そういう具体協議をしますので、担当課だけでは対応し切れない、上下水道どうすんのよとかいう技術的な問題を含んできますので、そうした場合には、状況を判断しながら、関係課とチームをつくるのがいいのかについては判断していきたいと思っています。今、他の業務でも課を超えた仕事の協力ということも言わせてもらっていますので、そういう体制で臨んでいきたいと思っています。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 丁寧な説明、ありがとうございます。今、聞いておって、やっぱり2点ちょっと別の思いが浮かんだので、ちょっと聞いていいのかどうか分からないんですけど、もしも答弁がいただければありがたいと思えます。前も言いましたけど、条例に抵触してしまったということなんですが、そしたら無償、無償と言ってきておった中で、条例の方を改正するみたいなことはできなかったのかを教えてほしいと。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 条例改正の手続きができるかできないかというのであれば、テクニク的には条例改正というのは、今回の6月議会の議案のなかにもあるので、テクニク的にはできるかできないかと言えば、その手法はあると思えます。ただ、今回の無償か有償かという話の中で、条例を改正するのか否かということについては、条例を改正するということには至らなかったのかなと考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 すみません。そしたら、もう1つですけど、以前、下水道とか道とかは町の方で計画するという話があったんですが、それがなくなっちゃってということになったんですけど、先ほども言いましたけど、高島の方に研修に行かせてもらったときには、以前も言いましたけど、例えば三重県の話でも出させていただきましたけど、三重県にシャープが亀山ブランドのテレビをといるときに、北川知事やったと思うんですけど、90億円というお金をどういう形だったのか知らんですけど、出されたと。もうあつという間に、一応、税金関係で回収させていただきましたみたいなことを言われておったのが頭から離れないんですけど、先日の高島に行ったときでも、奨励金というのを出したいというようなことを言っておられましたので、今の甲良の

場合でいきますと、無償が有償になり、上下水道、道も進出業企業にお任せするというようなことになろうかと思うんですが、奨励金というようなことをお考えではないかどうか。見解をもらえれば。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 この奨励金につきまして、初めてお聞きしたので、そういった事例もあるんだろうなと思うんですが、予算的な措置、それから政策的な方向性を含め、また、町長ともご相談させていただき上で、今後そういったことについても考えていくことになろうかと思いますが、現時点でそれにマル、バツをちょっと私の立場からお答えするにはちょっと、今までの素地でありますとか、経過等をふまえると、ちょっといったん差し替えたいかなと思います。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 奨励金ということを高島の方では言っておられたので、今も言いました三重県の方では90億円の奨励金なのか、何かちょっと分かりません。それは分かりませんが、90億円を出したんだというようなことも言っておられましたので、甲良としてもそこら辺のことはやっぱ考えていかないと、なかなかもう一つ進出企業がまたまたないのかなとは思っていますので、そこら辺の話合いのときに、もっと詰めた話を対企業にさせていただければありがたいと思います。

そうしましたら、この項目の最後になりますが、8番目に温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ、2030年には13年度比で46%の減という高い目標を掲げておられます。以前の答弁のときに、産業集積地の中の南側に細長くなった土地があったかと思うんですが、あそこはちょっと私も形状は分からないんですが、かなり下っておるような地形を、たしか町長が答弁してくださったように思うんですが、あそこがもし南側に下っておるならば、今言う温室効果ガスを考えて、太陽光のことを計画していったらいいんじゃないかと思うんですが、今ちょっとこの設問で、太陽光のことを県、国は何も言われていないのかと書いてしまったんですが、これはちょっと私の誤りで、何も言われていないのかと通告しましたが、何も言わないのですかと。町の方から何も言わないのですかという設問なんです。もし、見解をいただければと。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 今回の企業誘致につきましては、禁止している業種を特定しております。それは、前回の2月4日の全協の方でも説明させていただいております。例えば、一般廃棄物なりそういった産業廃棄物の処理施設であるとか、遊戯施設であるとかそういった禁止業種はしておるわけなんです

けども、今ほどおっしゃっていただいたような太陽光発電といったようなことについては、特別制約をしているわけではないんですけども、募集して、その要望をいただく中で、そういった業種についてどういった雇用環境が生まれるのかといったようなことを総合的に判断した上で、選定の方法であるとか、また、議会にお諮りする中で、そういったことの判断をしていただくことになろうかなと。今、この時点で太陽光発電がよいとか悪いとか、マルとかバツとかいう判断をここで私は述べるのではないのかなと考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 もちろん今後、長い道のりがあるかと思うんですけど、私なりに簡単に言うと、もらった土地で形状まではもう一つ把握はできていないんですが、有効利用をしていただければと思っていますので、最終的にもしも話がうまくとんとん拍子にいったときには、どうも南側の細長く伸びた土地がもったいないなという土地になろうかと思うので、そのときには、また今言ったように太陽光関係の、業者がもちろん来てくださったら一番ええのかなとは思いますが、行政の方にもちょっと頭に太陽光のことを、あんな細長い土地やけど有効利用ができたという部分で頭に置いてほしいと思います。

そしたら最後、3番目のまちづくり補助金の在り方ということでお尋ねしたいと思います。以前にも質問したんですけど、補助制度が変わって約4年と思っているんですが、各自治会はどのように思っておられるか意見を聞いておられるのかどうか聞きたいと思います。また、なぜこの制度が変えられたのかも聞きたいと思っています。お願いします。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、先に制度変更の意図についてご説明させていただきます。変更点は大きく3点ございます。

1点目は、対象事業についてメニュー選択方式にさせていただきまして、メニューにないものにつきましては、自由提案できる自由提案制を、特別提案事業といったようなことをまた新たに設けたということがございます。これは、実施目的を明確にしまして、幅広く事業に取り組みつつ、自治会の独自性を発揮する事業には、自由提案といったようなことを採用したものでございます。

2点目につきましては、自治会の人口規模に合わせて基礎加算額といったようなものを新たに設定した点がございます。これは、これまでは規模に関係なく上限額を設定しておりましたので、人口の多い自治会、少ない自治会といったようなところの考慮がなかったことから不公平感がございましたの

で、それを是正するといったようなことが目的であったということでございます。

それと、最後3点目でございますけども、補助対象経費の対象外の用途を明確にした点がございます。これまでは、宴会などに使われます飲食とか、あと個人への報酬といったようなものも支払い対象になっており、一部不適切ではないのかといったようなご意見もあったことから、そういったものについては対象外にしたといったようなことでございます。また、町民なり自治会からの意見をどういった場で聞いておるのかといったような点についてですけれども、まちづくり協議会の場におきまして、自治会長さんや村づくり委員長さんへのご説明を図って、また、ご意見をお聞きするような場もございますし、あと個別には補助金申請につきましては、役場の窓口で自治会長さんや村づくり委員長さんにお越しいたしますので、そういった場において個別に担当者、また、私、課長も同席するようなことをしながら、お声をお聞きしながら進めておるといったようなことでございます。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 説明、分かりました。今言いましたけど、4年前ぐらいから、令和になった頃からちょっと制度が変わって、甲良町まちづくり総合補助金という形に変えられたんですが、ぶっちゃけ話、私は池寺なんですけど、池寺で毎年、毎年、一応60万円というお金をもらっていたように思います。それが今日この頃、今、課長も説明してくださったんですけど、特別提案事業というのが別途に設けられて、それを利用したらマックス40万円という金額が出ていますので、これがもらえれば以前の60万円以上のお金にはなるかと思うんですが、どうもこの特別提案事業というのは、1年間に3つほどの事業しか採択しないというようなことを言っておられるそうなので、池寺も1、2回もらったことがあるらしいんですが、そのときには60万円以上のお金にはなったんですけど、今年はどうもなさそうやと。もう2年もらっているから、2回もらっているから駄目なんだと言っておられたんですが、そうすると逆に言うと、今年は今、言われました均等割の部分も含めまして、50万円ほどなのかなと思います。

ということは、以前からもらっていた60万円が、自由に何でも使えた60万円が、この制約の中の50万円になってしまって、ある地区においては、もうその項目でマックスで、7つ、8つの項目があろうかと思うんですが、全部、うまく出される自治会はよしと思うんですが、こんなん何してええか分からんような区分があるわということになると、全部一生懸命もらっても6区分の30万円、プラス人口割の部分があるんですが、大してもらえないと。でも、以前やったら60万円もろうたら、使い勝手がええ。課長も言

われでしたが、飲み食いは絶対あかんですが、そんな領収書があったということが、私自身もびっくりしたんですけど、そんな部分があることは許されない。それと、不公平感ということも課長も申されましたけど、それもよく分かりますので、この総合補助金は今年で4回目になるのかな、それをふまえて以前のことも考えて、もう少し使い勝手のええ補助をいただければと思います。

それと、最後になります。補助金と言いましたけど、1地区60万円でありましたが、今マックス5万円で、項目が7個か8個かあるということで、その他、特別提案事業ということもあるんですが、知っておられる自治会、何も知らんというような自治会があるように聞いております。だから、もしも何も知らんというような区長さんがおられましたら、そのまま引き継ぐという形になってしまいますので、ここにも書きましたけど、引継ぎがうまくいかなければ、悪い方のスパイラルになってしまうという部分がありますので、以前の60万円あるいはこの新しい総合補助金を勘案して、今後やってもらったらと思うんですが、見解を最後をお願いします。

○宮崎議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 どちらの自治会におかれましても、毎年度の役員さんの交代というのは、こちらはやむを得ないものかなと思います。新規の役員さんなどからは、よく分からんので、もう去年のまま申請してええかといったような、もうちょっと正直そういったお声も聞いたりもしております。そういった点におきましては、お忙しい中で役を務めていただいておりますので、ご苦労いただいているのかなということはお察しをしております。そういったご相談やご質問につきましては、申請手続なり、制度の趣旨を個別にも説明させていただいております。分からない自治会の役員さんには、極力丁寧にご説明をさせていただいているところがございます。今後とも、事業趣旨をご理解いただいた上で、それぞれの自治会ごとに、その自治会のらしさが出るような事業に取り組んでいただけるようなご活用をお考えいただけるように、こちらとしても丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○宮崎議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そしたら、これをもって、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○宮崎議長 木村議員の一般質問が終わりました。

次に、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○丸山議員 それでは、時間も昼前になりましたので、スムーズに行けるようお願いしたいと思います。十数年たちますが、この6月議会が来るたびに、

元甲良町職員の村田和久廣氏が亡くなったこと、これを職員の皆さんも自らたったということを忘れないでいただきたいなと思います。議員の皆さんに関しては、今ここにいる古参で5人の方しかそういうことは知りませんが、大変重大なことがあったということ、もう10年超えました。これは忘れないようお願いしたいと思います。

それでは、滋賀県内13市6町の19市町の中で、一番に過疎地に指定されたというか、認定されたとか、どっちが正しいのかちょっとすみませんが、私は指定されたと思っておりませんが、こういった中でこの間の全協のときに、9月議会において計画を少しずつ考えておるということを確認したんですが、どのようなことを今現在、答えられる範囲でどのようなことを考えておられるのかということをお聞かせいただきたいんです。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 ちょっと、前段、説明になるかもしれませんが。過疎法でございますが、令和3年3月1日に新たな向こう10年の過疎法が施行されました。甲良町は認定なのか、指定なのかとおっしゃいましたが、本年4月1日に追加で指定されたということでございます。これは、人口が国勢調査で25%以上減ったと、25年間ということと財政力という問題で基準を超えたということでございます。

それから、計画の策定への道筋であります。過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法というのが、過疎法の正式名称でございます。この法律の第7条は「県は過疎地域持続発展方針をつくる」ということが定められておまして、もう今年の8月に県は過疎地域の発展方針を定められました。ただし、この4月に甲良町ほか東近江市も一部過疎地域が追加指定されましたので、今年の聞いている範囲では県は7月改定をめざして、今の方針を改定するというところを聞いているところでございます。そして、第8条で、「過疎の町は県の持続発展方針に基づき、議会の議決を経て、過疎地域持続発展市町村計画を定める」とされておりますので、法律の定めによって過疎計画を定めるというものでございます。

ただ、議員もご承知のように昨年7月に、議会の議決は得ておりませんが、持続発展な甲良町の計画を素案として策定しております。おおよそ、それが下敷きになりまして、この6月にはもう一度、どういう計画に仕上げるかについてを、全職員研修をして策定作業に具体に入ると。そして、設けようとしている9月議会に提案できるようにという段取りをしております。議員の皆さんから、いきなり提案じゃなくて、途中経過で協議をしてくださいということをおっしゃっておりますので、中間での協議を議会にさせていただきたいと思っています。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 というのは、町長、去年の12月の議会研修におきましては、ちょっと私は今日はお昼からと思っていたので資料を持ってこなかったので申し訳ないですが、やっぱり去年から、もう今年の令和4年度、4月1日から甲良町が指定されるということはもう分かっていたので、鳥取県琴浦町の方に議員研修で行かせていただきました。やっぱりそういうところでいろんなことを聞いた中で、やっぱりもう指定された以上はしょうがない。しょうがないというか、もうそれやねんけど、やっぱりこれから若者が移住できるようなまちづくり、そういうためのことで、もちろん医療関係の病院が近くにあるとかないとかの問題、学校、保育園などの問題、いろんなことを研修させていただきました。その中で、町道の補修なんか、いろいろ橋の修繕とか、今ちょっと資料を持ってこなかったのであれなんですけど、いろんなことを課題として挙げておられました。

そういった中で、やっぱりもうこの人口減少に関してはもう歯止めが、日本全国、甲良町だけではありませんので、なかなか止まらないのが現実なのでありますが、やっぱそういった町でこれから甲良のまちで、今後やっぱり住み続けていただくために、やっぱりもうちょっと少しでも、前から何回も言っていると思うんですけど、やっぱり住みやすい町、そういった町に若者に住んでいただくためには、安く提供できるような造成地を町から考えると、そういうことを課題の1つに、今後、入れていただけないかなという思いがありますけど、その辺はどうですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりに、過疎になった以上は、将来見通しでは人口はさらに右肩カーブで下がっていくというカーブの予測ができておりますので、いかに持続発展的な計画の基に諸施策をやって、その減り方を鈍化させていくということが大事だと思います。議員おっしゃったように、全国的にも人口が減っているという状況から見て、甲良だけ伸ばすんやという横着なことでもなくって、地域の特性を見ながら、さらに甲良のよさを伸ばしていくということを中心にやらなきゃならないと思っています。

甲良町の人口減少、歯止めというご質問いただきましたので、自然減という、いわゆる子どもが生まれる、それから、死亡者、その差がどうやという統計があるんですけど、ほぼ出生数と死亡者の推移が、平成16年度までは均衡、よう似た数字でありましたが、それ以降は出生が減って、死亡者が増えているということからすると、どんどんどんどん人口が減っていくという自然減少がございます。

もう1つは、社会増減、いわゆる転入転出ですよね。甲良に入ってきてても

らう、移住とおっしゃいましたけど、甲良に入ってきていただく、あるいは甲良の人が外へ出ないということではありますが、これまでの平成16年と言いますが、それ以降の傾向としては、中身の分析をつぶさに感じているということが大事なんですけど、甲良町の場合には、転出先が1番から言いますと彦根市、次に愛荘町、それから東近江市、豊郷町、多賀町ということで、統計では617人転出されたデータがあるんですけど、平成22年から27年の内訳でございまして、617人中の404人が、今言った近隣に転出されているということでございまして、この近場に転出された方を甲良に呼び戻すにはどうするのかというのが具体的に考える必要があるということと、それから、転出年齢ですが、年齢も10代、20代がかなり多く、若者世代が転出しているということでございまして、建部議員からも、子どもが産める世代の人たちに住んでもらわなあかんということをおっしゃっていますので、そういう数字を見ながら、対策を講じるということが、計画の中でも推進の中でも念頭に置いておかなければならないと考えております。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 先に人口減少の方の問題も答えてくれたような感じなんですけど、まず、1番のことなんですけど、何度も言いますが、やっぱりもちろん高齢の方も大切なんですけど、今言う鳥取県琴浦町に行ったときは、やっぱり年の行った方も病院とかにやっぱり行きやすいように、町からのバスの移動なんか便利を図ろうとか、そういうこともいろいろ考えているということを経験したか、また琴浦町のホームページを開いてくれたら、そのいい部分だけでも、もしよければこういったことをやっているんだとしたら、これも甲良に取り組める等があればと思うところは取り組んでいただきたいなという思いなんです。やっぱりそういうようなところで先ほども言いましたけど、もちろんやっぱり若者に住んでいただきたい。そして、子どもの数が増えると、やっぱり人口も多少なり止まるんじゃないかなという思いを持っております。

続けて、先ほど町長が先に答えてくれましたけど、2番目の人口減少の歯止めなんですけど、やっぱり今言うておるように、ある程度、もう今も六千四、五百人ぐらいになっているのかな。これはもうある程度の目標、目標というこんな言い方は悪いんですけど、減る方に目標を立ててはいかんですが、テレビや新聞なんかの報道なんか見ておると、やっぱりもう日本全国この人口減少はもう止められない。それに関して、甲良としましては5,000人までは何とか守りたいとか、もうそういう目標というか、多少なりあればお願いをしたいなと。このままずっと放っておくと、どんどんどんどん人口が減るばかりで、止まるどころがありません。先ほどは、ごみ問題のこともありましたけど、やっぱり人口が減るたびに負担金が増えたりして、そんな

まち、魅力がない、住みたくない、こうなってきたらあきませんので、ある程度の目標人口と止める歯止め、思いがあれば聞かせていただきたい。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 総合計画の36ページにも書いているんですけど、予測が減り続けるという予測でありますので、さらに、統計データから増やす努力を真剣にやらないと、ということを考えております。大筋は、議員もご指摘いただいているように、住宅を建てる場所がないやないかと、宅地が可能な場所がということで、今、農業振興地域整備計画、いわゆる青地を白地に、いわゆる農地転用できる用地を増やしていこうということで、産業課長が大幅にその区域を増やす努力をしてくれていますが、県のガードが固くって、当面、具体の計画がないとそんなもん認めませんよということを行っていますので、過日、私も県へ出かけて、そうじゃないよと、うちの現状はこうなので、今まで圃場整備でかなり多くの農地を守るための農政をやってきたんやけど、こんなに人口が減って、宅地ができない場所を甲良はみすみすとやるわけにいかないので、大幅に増えることではあるけれど、甲良の事情を察して認めてくださいという、一例はそうなんですけど、個別の施策で具体を積み上げていくということが大事だと思います。

それから、新過疎法の計画は人材育成ということを言うておられますので、内部の人材発掘、それから、内部で人材が足らんときは、外部からも人材を登用するよという施策には、ソフト施策が展開できていくという、そんなことが大筋で言われておりますので、今後の9月に向けた計画については、私も、それから職員も一丸となって、将来そういうことが一つずつ積み上がるような計画にしていきたいと思っています。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました。そういうことで、町長、やっぱりこの9月に具体的なある程度のいい案ができるというように思っておりますが、今言うように、やっぱりある程度は歯止めをかけていかなければならないと思います。そういったまちに、やっぱりこのまちの魅力も少しはやっぱりないと住んでくれないのでないかなということ、まだ幾つかの案があるかなと思いますけど、9月議会に向けて、またいい案ができるように願って、この質問を終わります。

3番目になりますが、今後の課題として、これも去年、鳥取県の湖南学園の方に寄せていただいたんですが、小学1年生から中学3年生までの9学年、1つの学校で皆、和気あいあいと楽しくやっておられました。聞いておりますと、令和3年度、甲良町内で生まれた子どもが二十数名、教育長は正直、保育園の一元化を、先に西と東と考えておられるかなと思ったんですが、今、

保育園の方は子どもの数もそこそこいるみたいなんですけど、今年の令和3年度に生まれた子どもは二十数名、集落数でいけば東学区8集落、西学区は5集落。例えば東学区は15人で、こっちが7人、8人とかであれば、非常に何か寂しいと思ったわけで。今、既にもう小学校、多分もう1年生から6年生まで1クラスがほとんど大半だと思うんですよ。

そういった中で、今後このまま少のうなっていくのであれば、町としてはまずは小中一貫も難しいんですが、小学校だけでも、今言う生まれた子どもの数が少ないということは、小学3年生までは西学校を使うとか、4年生から6年生は東学校を使うとかいろいろ分けて、その間、遠いからバスの通学とかになってくるかなと思うんですが、そのようなことも今後やっぱり課題として考えていくべきではないかなと思って、この質問をさせていただいたんですが。今でもやっぱり私どもの集落を見ていると、今までは各班に2人か3人は必ず6年生児童がいてたんですが、もちろん今子どもの数が少ないから、6年生がもう各班に1人もいないんですよ。小学1年生の子が1人で行けないから、今まで私ら、上の子どもに連れて行っていただいた経験があるんですが、だからその時間に集合場所、団体行動ですよ。今は、各班じゃなしに。その時間にその場所に行かなんだら置いていかれる、逆に。そうすると、もう親御さんが車なんかで送っていくような状態が今続いているそうなんですけど、やっぱりこのまま少ない子どもの中で、やっぱり小さな子どもだけで歩いて危険というか、昔と違って車の交通量も町の中も多いので、昔みたいに農道の中をずっと歩いて子どもが行くという道が、圃場整備なんかされてありませんよね。もう今、やっぱり大きい道路をまたがないと、学校に行けない。こういったところから、やっぱり小中の一貫、教育次長、やっぱり今後の課題として考えておられますか。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 教育の観点から、しゃべらせてもらいますと、まず、現時点では、小中一貫教育は考えていません。何でかというのと、メリットは一貫にすると、いわゆる中1ギャップということで、小学校からの環境が変わるので、一貫するとそのようなことは解消されると。施設が一体型で小中一貫をやる場合なら、コスト面でもというようなことはメリットとしてはあるのかなと。ただ、デメリット的なものは、やっぱりいじめ問題だとか、人間関係がやっぱり固定してしまうので、そういうこともありますし、行事活動で特に5年生、6年生のリーダーシップ性を育てる機会が、一貫になると減少すると。県費の教員の先生の配置が減少されるのではないということで、今のところはそういうことは考えていません。

ただ、議員が言われたように、ちょっと視点は違うんですけど、第3次財

政健全化計画の中で、保育園、幼稚園の話がありまして、まずは保育園、幼稚園を認定こども園として位置づけて、それは今年度にやりたいなというような思いもあります。その後、就学前の教育を統一して、やっぱり町も力を入れるべきかなというようなことがあるので、まず認定こども園をつかって、これを統合してというのを思っています。以上です。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 教育次長、よく話は分かるんですけど、認定保育園を建てていく、認定保育園にするということは、西、東かどこか、役場の近くで1つの保育所にせんと、なかなか西も東もまた新たにそんな認定ができるのであればいいんですが、非常にちょっと難しいところもあるんじゃないかなと思うんですよ。それは、やっぱりこの近くに1つを持ってくるべきではないかなという思いもあるので、その辺また詳しいところは、また今後の課題にして、また考えていただきたいなと思うんですけど。

今、私が言っているのは、小学校でも1クラスが多いですよんか。そういった中で、甲良町内で何べんも言いますけど、この3年度だけにこだわらんのですが、生まれた子どもの数が二十数名。それを、西と東で僅かもう7人か8人と15人とか、極端に分かれて授業をするんでなしに、いきなり小中一貫が難しいというのは今、話を聞いていて分かるんですが、少ない学年だけでも、1年交代でも2年交代でもいいんだけど、西なら西で今年生まれた二十何名かの、二十何名がそのまま甲良町の学校へ来てくれるかどうか、正直言うて、また新たに減るか増えるかもわかりませんが、そういった場合、5人や6人で授業をするというのも、これももちろん先生が1人つかなあかんのですが、そういうことも、今のこの3年度に生まれた子どもの数が分かっているので、やっぱりその子らが小学校に来るまでに、そういうときに西学区、東学区というのを切ってしまうと、1つのどっちかに何年かが、その少ない学年が通うというのはどうなのかなと、そういうふうにした方がいいんじゃないかなという思いなんですよ。

○宮崎議長 教育次長。

○中川教育次長 まず、小中一貫教育というのはちょっと調べますと、まず、小中一貫教育は小学校と中学校に、それぞれ校長先生がいるんですよ。小学校にも、中学校にも。それで、教育の内容を統一してやろうというような大まかな趣旨があって、それは鳥居本学園なり、高島学園と2校があって、あと義務教育学校というのがあって、それはもう小学校、中学校が校長先生や教頭が1人で、もう1つの組織。その9年間を、6、3で割るのか、5、4で割るのか、4、3、2で割るのかというようなやり方もあるんですよ。制度的にはそういう2つがあるんですけど、まだ甲良町としては、そういう議

論がされていないので、今現在では先ほど言わせてもらったメリット、デメリットで、今の段階ではそのようには考えさせてもらっていないというところですよ。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました。そういうことで、今のところは考えておられないのは分かるんですが、今後の課題として、これは甲良町としても、これだけ子どもの数が減ってくると、やっぱりそういうことはもう今後を考えていく中で重大なことだと思っておりますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。教育長、答弁は今言われた感じの答弁でしたよね。それはやったらもう、すみません。ありがとうございます。

次に、2番の道路のことについて建設課長に。先ほど、木村議員が大分聞いてくれましたので、私はちょっと同じような感じで、北側が進んでおられるんですが、先ほど、今年度ということはもう令和4年度ですよ。令和4年度の間には舗装工事ができるとかいう話なんですけど、今の状態、正直、本当に私も大型に乗っておりますので、今のバリケードを置いてある状態、かなり狭くて危ない。確かに、やっぱりそういった意味で舗装工事だけでも、それと歩道はもう完全にできておりますやんか。だから、やっぱりこの時期、明るく、ぬくうなってくると、ウォーキングなんかする町民もいますので、歩道の舗装工事と、たちまち今言うてる、できている部分だけの仮舗装でもしていただき、4年度でまた冬、今年みたいにあんな大雪が降ったら大変なので、やっぱり一日でも早く舗装工事だけでもしていただけないかなと思うんですよ。というのは、今の状況、先ほど木村議員の話聞いておきますと、法養寺区がもうなかなか話がまとまらないのであれば、かなり長いことになるんでないかなと。近隣とか、この近くで言えば、この役場からずっと出町、中山道、野口線、なかなかもう十数年、今やっという感じでできましたよね。しかし、あの中でも尼子駅から出町までの間、より早くもう歩道の舗装やら、もちろん拡幅した部分の舗装工事は、尼子駅から出町までの中山道までは仕上がっていましたが、時間が、今日、明日できるような仕事でもなさそうなので、そういうところを県の方に要望していただきたいなと思うんです。どうですか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっているとおり、今年3月、早期完了ということで県の方に要望はさせていただいております。県の方も急いで工事の方はやるということで回答をいただいておりますので、もうしばらく、今年度、必ず供用開始になりますけど、それも急いでくださいということで、言っている状態ですので、もうしばらくお待ち願いたいと思います。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 今ほど何べんも言うとおれだけど、課長。舗装工事、要は仮でもいいんですよ。仮でもいい、歩道なんかもう仕上がっている状態だから、もう本格的にやっていただいてもいいと思うんですが、今の状態でバリケードをずっと置いて歩道も通れない。こんな状態がずっと続いているわけで、たまたま事故がないのでよろしいけど、久光さん側にほんまに大型とかやったらちょっと膨らんで走っているような感じを見かけますし、やっぱり仮舗装という形でもいいです、早急にこれはお願いをしたいなということであります。

それと、役場側の倉庫が立ち退きした部分に関して、仮の駐車場みたいな感じに倉庫の跡地はなっていますよね。あの縁にずっと建築ブロックを昔はずっと積んであったと思うんですよ。それを今、工事したところは全然、何もやっていませんよね。あれは甲良町がやるんですか、県は関係ないんですか。というのは、道路の歩道の高さで駐車場の高さが30センチ以上あるかな、落差があると思う。今の場合、土でのりでだらだらとなったような感じで、なんか交差点まではずっと豊後守のところまでブロック積んできれいになったのに、役場の、言うたら表ですよ。あれは甲良町がするのであれば、先にやっぱりあれもするべきではないかな。今の状態だったら、見切りから土だけが30センチほど見えていて、それで駐車場がある、舗装してある。また、のり面が崩れていったら、舗装も崩れていく。あれは、町がする、県はしていただけないんですか。どっちの担当。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 申し訳ございません。そのあたり、町の方の工事と県の方の取扱いにつきまして、確認の方はさせていただきたいと思っております。現状、おっしゃっていただいているとおり、のり面が、ただ、舗装の方までは町の方で工事をしましたので、本来でしたらそのあたりのときの確認ができていればよかったですけど、申し訳ございません。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 それはもう課長、早急にお願いしたいなと。確かに町工事で倉庫も解体しました。だから、町で舗装工事もしました。そこまでは行っているので、ただ今、見たら分かると思うに、気になるかな。役場の表、玄関先だと思うので、交差点までの横断歩道のところまではブロックが残っていて、そこから先20メートルかな、そこらが残ってほったらかし。うちの商工会の方もずっと、その土とその段がついたままで、見ていても格好悪いわね、役場の表として。これも早急に、町の工事を出すのか、県の方で立ち退きした分で見てもらえるんだったら、それは一番ありがたい話なので、お願いした

いなと思います。

それと、最後になりますが、町道から県道、県道から町道の、道路の格上げ、格下げと言わせていただいたらいいのか、分かりやすく言うと、この辺は私が思うには、ずっとこの役場前から、セブンイレブンから呉竹の方、踏み切りを渡って四の井の川を渡ったところ、いまだに四の井の川を渡ったところから犬上川までが県道ですよ。四の井の川から法士の方を向いていくのが町道、やっぱりここの金屋北から役場前の道路かなんかも、新しい方は県道になって、旧の県道が町道に格下げという形になったと思うんですよね。そういった意味で、やっぱり大きい車が通ると、課長、非常に道路の傷むのが早いと思います。そういった感じで、道路が傷んだら町道に関しては町がもちろんお金がかかってくることなので、私が思うには、あの四の井の川の橋のところから法士へ向いてを県道に格上げしていただき、四の井の川を渡って犬上川まで行くあの今の県道を町道に格下げをしていただく認定をお願いしたいと思うんですが、どうですか。

○宮崎議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員おっしゃっていただいている道路、県の広域農道から甲良町に移管された道路になります。元は県の道路だったという形です。そのあたりの道路について、県の方とも協議は進めさせてはいただいているんですけれども、今、滋賀県の方では道路整備のマスタープランというのを策定なされまして、その中に基づいて、改築事業と交通安全事業に分けて道路の必要性、総合改善、または地域の特性とか利用状況をふまえてランク分けを県の方はなされています。そういった中で、県道格上げとかそのあたりについても道路整備のアクションプログラムというものを湖東土木の管内で作成をなされて、それで道路の整備計画ができていくというような流れになっております。

そういった状態の中、将来を見据えた道路整備ということで、2023年度アクションプログラムというような形のものに現在取りかかっておりまして、地域の方も参加していただいて、ワーキングが開催されておりますので、本計画の中につきましても、そういったご意見を踏まえながら、町道認定に向けての作業も行われるということで、意見の方は申し上げていきたいと思っております。

○宮崎議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、その辺、強くプッシュしていただき、少しでも早くお願いしたいと思うんですよね。というのは、今年のまた大雪に戻るんですが、大雪のときでも、やっぱり四の井の川を渡ったら、町が除雪していますよね。あんなところでも県のグレーダーが走っていたけど、やっぱりそのまま四の

井の川を渡らずに、まっすぐそのまま彦根に向いて行く方ですわ。だから、やっぱりそういうようなことに関してもお金が、除雪にもかかっているということもありますけど、やっぱりもう県道でありながら、もう町民がいるところ、一緒にどけてしまいますやんか。そこだけ知らんふりして通る業者もいていけませんので、そういうこともお金がかかるということもありますので、やっぱり一日も早く、やっぱり正直言うて、確かに見てのとおり、この新しい金屋北から役場前の道路は非常に道路が傷んでいますよね。やっぱり旧の県道、東小学校前の旧の金屋から、もうほとんどぐらい傷みませんよね。やっぱり大きい車が走らへんので。そういうところで、町の負担を少しでも私はやっぱりなくしていきたい、そういう思いがありますので、一日も早くこの認定を、頑張っって何べんもしつこいようですが、これは町長にお願いしたいんですが、プッシュしていただきたいなと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宮崎議長 丸山議員の一般質問は終わりました。

ここで、昼の休憩をします。再開は13時45分。

(午後 0時10分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

○宮崎議長 それでは、休憩前に引き続き、開会します。

次に、9番 建部議員の一般質問を許します。

9番 建部議員。

○建部議員 それでは、建部の一般質問を始めます。今日は、3点に絞って一般質問いたします。

まず、最初の財政危機宣言を問うということで、町長は今年の3月に財政危機宣言素案を議会に提示しました。議会からは、さらなる考察と総括が必要ではないのか、そういったことを意見として述べていましたが、それにもかかわらず、また、議会との共通理解というか、共通認識を経ずして、この4月1日に甲良町財政危機宣言についてという文書を全戸配布いたしました。そこで、3点について尋ねます。

まず、その財政危機宣言の内容でございますが、「このような財政運営となりましたことに、町長としてその責任を重く受け止めております。町民の皆様は深くおわびを申し上げます」。町長は、もともと責任は感じていますが、責任は取りますと言いながら、いまだかつて責任は取ったことはないんですが、一応責任を重く受け止めているという内容。そして、財政危機宣言、言ったら財政破綻を回避する取組を始めますと、そういう文言です。その中に、財政脆弱な構造であることが分かりますと、こんなことは昔から甲良町は財

政脆弱であるということ言われてきている。そして、2つ目には財政調整基金の残高が乏しくなっていますと。財政危機宣言の中身が、財政脆弱であると、そして、財政調整基金の残高が乏しくなったという認識なんです。それには、負担金、補助金、交付金の見直しによる削減、そして、一般財源を各課で削減するよう指示し、さらに、事業見直し、精査による削減という表現で全町民にこれが配られています。

これから何をやるんかという、第3次財政健全化計画を策定します。また、専門家に寄ってもらって、ああだこうだという検討、そして、行政改革の推進、いつも言っている話。そして、今度やろうとしている持続可能な地域づくり計画の策定、もう既に基本路線に上がっている内容を進める。それが今、町長が考えている、この財政対策、この危機宣言をこういう形で乗り切りますということを町民に宣言している。

そこで、私は尋ねます。町民にはこういうチラシを配ったが、本当にこの4年間、何が原因で、要因で、財政圧迫、危機に陥ったのか。その分析なり、考察はできているのか、町長。答えなさい。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 まずは、財政健全化に関する判断比率でございます。4つの判断比率がありまして、1つが実質赤字比率、算出はされておられません。連結実質赤字比率、これも算出はされていません。3点目の実質公債比率、これを掲載しておりますが、健全化基準は25%が上限であります、甲良は10.8%。4つ目、将来負担比率が350%ありますが、10.3%。いずれも、下回っている。これは、決算監査あるいは決算議会で監査委員さんから、この係数報告のコメントも載せてもらっているところでございます。

それから、4年間の統計数、全部はあれですが、どういう傾向であったかということではありますが、平成29年から令和元年の3か年、総額支出の決算額ですが、36億5,700万円から38億4,800万円。令和2年度は、決算歳出額が48億4,000万円。10億円以上、三十数億円台からすると増えております。これはコロナ対策でございまして、特別定額給付金事業が7億5,600万円。それから、新型コロナウイルス関連の地方創生臨時交付金が2億6,000万円ですので、合わせて10億1,600万円。コロナ関連を引きますと、38億2,400万円、通年ベースの36億円から38億円という年間支出をしてまいりました。

ただ、令和2年度につきましては、決算歳出では教育施設の雨漏れ等々、屋根補修がありまして、前年対比1億1,900万円の決算増でありましたし、それから、一部、今日、具体的資料を頂きましたが、公共施設の長寿命化、いわゆる委託を何年続けるんやというご指摘をいただいていたところで

ございますが、公共施設の個別計画の委託料が2, 354万円。

総じて、建部議員にも常々ご指摘をいただいている委託料が多いやないか、全体、職員でできるものは、職員で委託料を減らすようにというご指摘でございますが、国土強靱化、長寿命化等々の今後、社会資本整備であったり補助金を頂く場合には、計画ができていないという前提があったりしまして、計画策定の委託料が増えていることも事実でございます。したがって、令和2年度の通年ベース増えた分の財源不足について、財政調整基金1億3,000万円を取り崩したということで、令和2年度も財政調整基金が、積立額は取り崩して減ったということでございます。

それから、結果であります、当初予算編成のときに申し上げていることでもあります、令和3年度も令和4年度も予算編成時点で2億円の一般財源が不足するということをお願いして、いずれにしても、一般財源不足については、財政調整基金で予算編成の当初予算を繰り入れて編成をしてきたということでございます。それから、年度末にそれが全部取り崩したのかということになってきますと、いわゆる甲良町の財政脆弱、厳しいということは特別交付税の要望活動によって財調が決まるかという最終の財源構成ということになってございます。いずれにしても、甲良町の場合には財政危機宣言の中で申し上げました、他の団体と比較して経常収支比率、実質公債比率が高い。それから、財政調整基金の積立残高が乏しいということが、甲良町の状況でございます。

こういう状況を、どう4年間、推移を町長として管理してきたんだということになってくるわけですが、これについては、スクラップ・アンド・ビルドと言われる事業の見直しだったり、経費の節減に、4年度の予算編成のように切り込めていなかった、例年どおりの帳尻合わせの予算編成になっていたという点については、大きな反省をしなければならないと思っております。以上です。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 町長、長々と言ってきたけど、私が聞いているのは、何が原因、要因か。財政比率、何とか比率が高くなった、いや低くなった、それでもって財政危機だという。最後の方に、委託料が非常に多いということを言ってきて、基本的には町長の放漫経営、無駄遣いもこの中に入っている。そういう自分自身が、そういう原因の中に1つあるという自覚はなかったのか。

それはともかく、この財政危機をやはり招いてきた、3つの大きな原因があると。先ほど町長は委託料を言った。それもしかり、やっぱり人件費、これは後でも詳しく述べます。人件費が非常に増えてきている、今、人件費8億5,000万円ぐらい。そして、委託料については約7億円。もう1つは、

物品購入費、これは、備品購入費と、そして需用費の中にある消耗品費とかそういうもの。要するに、物を買う費用が非常に財政圧迫につながってきている。委託料、人件費、そして、物品購入、それら、今ことごとく私は申し上げます。

この4年間、何が原因でどうなのかというのを、実は今日、私は皆さんのお手元に資料を置いておきました。その資料の新聞、これは5月6日付の読売新聞です。「職員デジタル人材に全国町村会、7月から創発塾開催」。町長、これを目にしたことありますか、この記事は。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 町長の手元にも、研修資料、チラシを頂いております。

○建部議員 今日、初めて見たということですか。

○野瀬町長 この記事は初めてですけど、研修の案内チラシは頂いております。

○建部議員 そこで、2、3尋ねますね。この記事のデジタルのところの2段目に、「各町村でITに詳しい職員が不足しているため」、その次の段では「研修では、システムの基礎知識を学びながら、地域活性化につなげるためのオープンデータ活用やデジタル化による業務効率化などの方法を学ぶ」と。それも、この7月から4回、オンラインと対面で実施するということなんです。この研修を受ける職員約30人が参加する予定だということなんです。甲良町はその中に入っているんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今現在は、入っておりません。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 その次に、「デジタル化に関する職員研修などの人材育成を行っている町村は47.3%」。これ、甲良町はデジタル化に向けての職員研修を行ったことはありますか、町長。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 行政のデジタル化、国挙げてのデジタル庁もできております。推進をされているところでありまして、昨年度、甲良町にふさわしいデジタル導入の、最初どういうアプローチをすべきかというのは、企画監理課で予算を持っていただいて、1年次目の取組の研修を進めていただきました。そこまでにしておきます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 その次に、外部人材の町村では4%にとどまったと書いてあるんです。そこで、尋ねます。企画監理課のその他の職員の欄の中に、ケーケーシーの田附正吉氏が記名されておりました。その方が、この外部人材の登用に当たるのか、どういう位置づけなのかというのを聞かせてください。

- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 ケーケーシーからの派遣職員については、県内6町が統一のコンピューター方式を使っておりますので、6町クラウドと言っていますが、当初の契約段階からケーケーシーから職員派遣をして、日常のシステム状況について、あるいは職員のコンピューター操作等々、分からない点も含めてサポートをいただくというサポート職員でございまして、建部議員が指摘している、この職員、人材には当たっておりません。
- 宮崎議長 建部議員。
- 建部議員 ということは、この田附さんという方は、6町が雇ってはるということですか。甲良町単独ではない。
- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 6町です。
- 建部議員 じゃあ、6分の1、甲良町に来ているということですか。
- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 総額経費がいかほどかという議論になるわけですが、ケーケーシーへの委託料等々の中に、田附氏の派遣については人件費なしで派遣をするという契約の中で当初から。田附さんだけではないんですけど、ケーケーシーから1人派遣していただくという、そういう契約条件でございまして。
- 宮崎議長 建部議員。
- 建部議員 そういう人たちは、システムの更新という作業はしていただけるのかないのか。
- 宮崎議長 企画監理課長。
- 熊谷企画監理課長 システムの更新をという話なんですけども、あくまで6町クラウドという、本来、委託をしているそのシステムの中にある分の更新作業はしてもらえるんですけども、その契約にない新たな国の制度改正に伴うものであるとか、あと、昨年あった例えば5万円の給付事業に伴うシステム改修であるとか、そういったものについては、また、別途経費が必要になってきております。
- 宮崎議長 建部議員。
- 建部議員 そこで、この新聞の記事の最終、一番ここで聞きたい、言いたいことが、「システム更新の際、業者の言い値にならないよう、知識も習得してもらいたい」としてあります。だから、この研修の狙いは、業者の言いなりになってシステム更新、そしていろいろな作業があります。そういったものが特殊でありますから、業者の言いなりになって、1,000万円、5,000万円という金をどんどんどんどんつぎ込んでいく。後で申し上げます。この費用が1億数千万円かかっている。だから、私はこの研修はいいことだ

などと思います。この業者の言い値の、これはもうシステム更新だけじゃないです。甲良町の大方の契約は、大体この委託料はほとんど、業者の言い値で契約されています。

そこで、ちょっと資料が分厚くなるんですよ。この委託料の内容と書いたやつに、両面刷りで、本当は表向きの方にしていたんですが、ちょっと資料の関係で両面にしたんです。実は私、令和3年度一般会計の節12委託料を全て予算書から拾い上げてまして、全部。ここで言う議会費も弁護士業務委託から始まって、システムの整備委託、ホームページの委託、それから、こういう施設、建物の清掃委託であるとか、電気そういった保守点検、もう甲良町の一般会計で見ている全ての委託費を全部挙げました。今度、その委託費の合計、当初予算からあと、この委託料に限っては8回の補正予算がみられていましたが、最終、この委託費だけで6億9,341万3,000円。約もう7億円に近い委託費なんです。これは甲良町の職員の人件費に次いで高額、この委託料が。

先ほども、町長が答弁の中で答えていたけど、この委託、ほとんどの契約、計画策定、業者の言い値でほとんどやられています。民間の企業だったら、業者間同士で契約する場合、しのぎを削りますよね。少しでもコストを安くしようと思って、極力値引き交渉したりして。ただ、役場だから役所だから、もう業者もなれたもんです。言い値で取ってくれる、言い値で仕事をさせてくれるというのは、もう習慣化になっています。そしてまた、役所もまけてくれということは一切言わない。自分の金じゃないから、でもこれは言うておくけど、甲良町民の税金で成り立っている。そういうもので物を買う、ものをお願いする。その心境を考えたら、そこはもう少し何とかならないかという交渉なり、民間業者並みに、やはりコストを少しでも下げるためには、そういう折衝がぜひとも必要なんです。決して業者の言い値の価格でもって、仕事をしてもらおう。そんなんじゃない。まず、それが甲良町、いやこれはよそにもあるかもわからない。一番の金の消えていく要因の1つ。

委託でもいろいろあって、私も職員時代、20年前までくらいは、例えば道路の改修工事、維持補修をやる。そのときには現場に行って測量する。そしてから設計する。そして、見積りは、物価基準というか、物価分が、それを見て、そして見積りをする。そして、入札してという、全て町の職員がその作業、仕事をしていた。最近の職員さん、いやもうこれはもう悪いんだけど、難しい仕事は業者をお願いする。以前は、町の職員が本当に県から講習を受けたり、いろいろ勉強しながら公文書を作成する、様式を作る。そして、そういう事務処理をする。行政職員というのは、事務のプロ、事務でもって飯を食う。だから、行政職員はそういう事務の処理ができなかったら、行政

職員と言えないというぐらいに、少なくとも行政事務は職員がやる。どうしても専門家の知識なり、そういったものが必要なら、そういう専門家をお願いする、業者をお願いするってあるけど、少なくとも20年前ぐらいは、ほとんど苦労しながら、作文一つ作るにしても先輩に聞いて教えてもらってやりながら、町長もその経験はあると思うけども、ただ20年以降は、そうやな、もう17、8年ぐらいになるかな。まず、電算、コンピューターが入ってくる。そして、ワープロが来る。そして、あとはパソコンは全職員にというふうに、このデジタル化、IT、そういったものが導入されてきたことによって、何か事務の文書を作るにしても、作業するにしても、もうそういう勉強しなくなった。そして、皆、業者に委託して、本来なら行政職員がやらなきゃならない仕事まで、簡単に業者に引き受けてもらおうと。この無駄遣いが非常に多いという指摘を私はしました。

その委託料の中でも、これはページが打てていないんですが、要するに後ろから2枚目のところですよ。この委託料全部挙げた中で、システム改修、保守整備、変更等の委託、この部分で5,019万8,000円の数字が出た。システム改修、更新で、これだけ委託費で出している。ただ、ここで私が網線をかぶせているんですが、ちょっと印刷のインクの状態が薄かったのも、多分、皆さんのところには多分、網線が引っかかかっていないところもあると思います。でも、これはシステムの改修とか補修とか整備、とにかくシステムに関する項目を合計したら5,019万8,000円になっているということなんです。

それが、私が先ほど言った、自前で職員が昔から電算室があって、そこに専属に2人の職員を置いて、そして、そのコンピューターを操作させた。それだったらやっぱりそのシステムの改修や補修ぐらいは自前でというか、職員ができるぐらいの人材育成をしとかないかん。このシステムの本当に補修とか、これ改修は非常に高い。これこそ業者の言い値で、もうこんだけ要ります、これだけ要りますと。だから、これがもう自前でできるぐらいの、そういう職員。外部から招聘してもいいですよ。5,000万円かけるぐらいだったら、外部から招聘して2,000万円の給料を払っても、結局3,000万円戻るんです。要するに、そういうことができる職員が、やっぱりこれから必要だということを、私はここで申し上げます。

そこで参考というところがあるんです。その一番最後のページになるんですが、ここには使用料及び賃借料、また備品購入費、それもコンピューターに関係するところだけを皆挙げたんです。これだけあるんです。システム使用料というのも7,600万円もかかっているんです。そして、電算を買い取っていますから、備品購入で、それが2,500万円。そして、負担金まで、

そのシステムには関係してくるんですよね。何々会へそういう会費を納める。それが、476万1,000円。これらをひっくるめると、一般会計で見られているIT関係予算は1億5,699万5,000円なんです。この資料1冊でシステム関係だけで。これ何とかしなさいよ。整理して、甲良町職員の手でそういう改修なりできる人材育成をぜひとも求めますね。

そこで、私は何が原因かと言ったら、まず、1つは委託料があると。人件費については、次のところで詳しく言います。そこで、その間に一応こういうことが今日の財政危機をもたらしてきている現実だと私は思うんですが、でも、この4年間、そちらの方に金を使っても、別のところで何とか財源確保したいという努力をしてきたのかどうか、町長。ここで2番目のご質問です。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 確保については、これだけ克明なデータを持ってどうだという資料提示あるいは補足説明をいただきました。多分、言い訳にしかありませんが、令和元年度、財政健全化計画を策定する予定でありました。議会にも財政健全化改革ということは、元年度頃に策定しますという、時期はちょっと未定ですがという言い方をしておりました。具体は、県の市町振興課の担当参事に、甲良町に入っていて、現地指導をしながら財政健全化計画を検討しておりました。ただ、令和2年度、3年度に入りまして、コロナウイルス感染症が蔓延して、そっちの対応が至上命題となりましたので、財政健全化計画の積み上げ作業が中断となりまして、ちょっと棚上げ状態になりました。したがって、遅きに失したんですが、今改めて第3次の財政健全化計画ということをおし上げておりました。いずれにしても、予算編成、予算策定の中で査定の仕方、トップ査定、財源の切り詰め等々が甘かったという反省でございます。以上でございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 結果的には、ほとんど何もできてこなかった。この事態を招いた、町長が財政宣言の中でも、町長としてその責任を重く受け止めとあります。町長として責任を感じると。でも本当に、この財政運営、その責任は町長だけにあったのか、その責任はどこに、誰にあるのか。これは職員全体いうたらそれまでだけど、やはり最高責任者である町長がその責任を重く受け止めていると。町長、これはもうやはり町長の責任ですかね。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 そのとおりです。ただ、前段、予算見積りの仕方、あるいは土木工事における積算の仕方等々、以前は職員でやってきたということがありまして、建部議員がおっしゃったように、全てがシステム化、コンピューター

化、それからデータがパソコンの中にあるということでございまして、査定のやり方がまずかったんですが、トップ査定については、この政策、事業についてどうしようという、経常経費であり、こういう具体の切込みまで、トップが入念に査定できていなかったという大きな反省でございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 まず、1番の項はこれで終わるんですが、いずれにしてもコンピューターに人が使われているんじゃない。コンピューターも人が使いこなすという、そういう甲良町行政で、まずそういう体制をめざしていかないかと。この財政危機、それがなかったら乗り切れないと。どんなけ金があっても、業者がこれだけ費用がかかりますというたら、はいそうですかといつも払っている。それが何千万、億という金になる。それが自前で、システム改修ができる人材を確保する、そのように人材育成をするというのは、これはもう当然の話。どうですか、町長。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 人材育成に尽きると思います。今度の持続可能な過疎法に基づく発展計画においても、今、素案であります、SDGsと、それからデジタルトランスフォーメーション、大きな柱の2つとして個別事業の外に、その推進というのを命題に挙げています。それから、GIGAスクール構想で、子どもたちにタブレットの配布がありました。そこで、教育委員会で取り組んでもらっているんですが、ICT支援員、通常ですとハードのサポート等々に終わっているんですが、甲良の場合には、業者と契約をして現場でのソフトの使い方等々について、手厚いICT支援員を配置してございまして、学校現場も、教育委員会の取組については評価をいただいております。

加えて、今度の過疎法の計画で、内部人材が足りない場合には外部人材、その場合にはソフトの起債充当ということが書かれておりますので、建部議員ご指摘の人材育成については、今後の行政施策で重要なポイントとなっております。

併せて、6町クラウドという話をしておりますので、デジタルトランスフォーメーションについても6町で足並みをそろえて検証したり、あるいは今後の機器導入、あるいは国の統一基準に置き換わるシステムという、将来を見据えたICT導入についての第一歩が今年度から組織を挙げて始まっていくということでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 次、2番目に、4月の人事異動、職員数は会計任用職員も含むんですが、これが適切、適正な配置になっているかどうかというのをこれから問います。

まず、人事についてですが、昨年6月、人事の在り方に関する私の質問で、町長は反省を述べました。「在職年数、配置、業務の停滞等を反省している。これからは職場を活性化し、機能する人事、公正な人事評価を図る」ということを言っている。町長は全ての職員は掌握し切れていないので、教育長とか総務課長とも相談、合議して人事を行うことを私は申し上げたら、そのことに合意をした。これからそうしますと。そして、今回この4月人事があって、若干、5月25日付の内示がまたありました。

私は、人事異動というのは人材の育成もさることながら、それぞれの課、所属の仕事がスムーズに進む、そのための人事だと考えております。もちろん、その職員の育成が主要であります。例えば4人の所属の1つの課がある。その4人の職員が全部入れ替わった。今までいた職員がいない、4人とも新人。そこの所属長から課員まで全部。結局、お客さんが来てもどのように対応していいかわからない。だからその事務をどうして行っていったらいいかわからない。ただ、その職場はこういう仕事をするところだということとは分かっているけれども、実務は全然分かっていない。そういう人事をしたり、そしてまた非常に主要な課で、仮にその業務が4月に入った途端に途絶えるとか、ストップするとか、停滞するとか、そういう事務の流れであってはならないのに、それがスムーズにいかない、そういう人事配置をしている。今回もそういうところがありました。町長、その人事は1人でやったのか。それとも、私が言っていた合意でやったのか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 最終的には、町長の判断で最終人事は行いました。昨年的一般質問にお答えしていたとおり、人事異動については、おっしゃいました仕事ができる環境、活性化、それからチームワーク等々、それから年数、総じては適材適所、今、申し上げていただきました4人全員交代という職場もありましたが、事前には教育長以下、幹部の職員に事前協議をし、そして、私が最終判断をしたということでございまして、一部、6月1日、不足する職員の補充をしまして、いよいよ今年度はこの体制で各職場が臨んでいけるということをおっしゃっている次第であります。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 例えば4人の課員が全部変わってしまって、仕事の内容がわからない事態に陥っているとか、よく知っている職員が変わったためにその後が続かないとか、そしてまた、仮に町長、今、最終的には私が決めましたと言っている。最終的にはそうであっても、その過程の中でそういうふうに合議、そういう機会があったのかどうか。それはどう。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 意見を求めておりましたが、それはそれよという、最終の合議は私の最終判断で決めたところであります。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても、そういう提案があっても、あんたそれをはねのけて、もう自分で単独で決めたということは、これはもう事実、そのとおりなんだろう。町長、うそついても駄目だ。そこで、もう1つ重要なことで、今の人事配置、職員の数、甲良町の本当に町の甲斐性というか人口、行政課題、財政状況、そして甲良町における行政事務量、そういったところから見て、今置かれている職員の数が適正かどうかという、そのことを尋ねます。

そのために、ちょっとこれ日数がかかりましたけど。私は今回、その職員の名簿を全部、全部というのは会計任用職員もフルとパート全て町が公表している人事内示表とか、そして、5月に「広報こうら」に上げている、その組織図からこの名簿を全部上げました。もう中身は、詳しくは申し上げません。これでいきますと、6ページを見てください。ちょっと片面のコピーでやっていたものやから、それをもう急遽、両面にしたためにページ数が上と下になっているんです。ごめんなさい。ですけども、6ページいうたら、これは職員の数をずっと出しているところです。町長が就任した平成29年の11月1日のときの職員はこの一番左端、合計155人。そして、今の5月25日の内示では、さらにそこから職員も増えていますので、4人増えているので合計は199人になっているんです。公表されている職員名簿から見て、155人から199人、町長が就任したその間に44人の職員が増えている。

一つ、例を挙げます。保育所の現場で文句を言うわけじゃないんです。ただ、これは管理監督者が悪い、というか適正配置ができてない。実は、今から5年前の町長が就任する前のときの保育園児の対象者、1歳から6歳までの子どもの数、300人いたんです。ちょうど300人。そして、今現在、6歳から1歳の子、201人の対象者がいる。その差99人、子どもが99人減っているのに、保育所に勤める職員の数は今、57人。そして、その前は53人だったかな。対象園児がもう100人くらい減っている。だけど、逆に保育所の職員の数が増えている。どういう施設管理というか、人事管理をしているのか、そういうふうな。私は、仮に今の保育所が教育委員会にあるからといって教育委員会の責任じゃないんです。保育の現場からこれだけ人が要りますと言っているから、それをそのようにしてきているということも事実なんでしょうけど、結局、やはり適正な人事配置というのはやっぱり。それで仮に今まで5人で賄っていたところが、今7人いるとか、その事務量というのは人口が減ってくる役場の職員、ただ、そして電算化されて仕事の

量というのは減っているはず。それに人が増えている。そういう状況というのから、ぜひとも改めないかん。これも財政危機をもたらしてきているように、必要な数だけを必要な人数、それを適当に配置するというのは当たり前の話だし、ここも人が足らん、ここも足らんというか、そうか、そうかと言ってどんどんと人を充足してきている、そういう行政の在り方。これは絶対、駄目。これはお金が幾らあっても足りない。だから私は、この適正配置、適正であったか、適切であったかということ町長、どう考えるか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 保育所の話を中心に分析をいただきました。かねがね行政内部でも、子どもの数が減っているのに職員の数が増えないという課題を抱えておりました。総じて子どものネグレクト、それから年齢構成による配置基準等々からして、それだけの人数が要りますという現場の意見、それを調整してきた結果でございますが、今、数字だけ聞かせていただいても、もう少し中身が精査できていたかということ、町長レベルではそこまで切り込めなかったということでございます。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 先ほど私、町長が就任したときの職員の数53人と言ったけど、52人です。52人が平成29年、そして今現在では57人、要するに職員数は5人増えて、子どもの数は99人減っているということです。その証拠は、ここにある、この名簿に。私、架空の人を出しているわけじゃない。町が出してきている資料から、全部これを拾い上げて、この作業も大変だけど、私は本当にそれだけの人が要るのかどうかというのを確認するために、この名簿を作ったんです。今日の危機、委託料と人件費にあると。それはもう間違いなく、私はこれの改善こそが必要だと思います。

さて、3つ目、野瀬町長の進退を問うと。いろいろあります、町長。行政力の再生、職員力の向上、日本一の甲良町にすると公約した、その4年7カ月、やがてそうだな。実質4年6カ月、何をしてきたのか。何ら進展がない。むしろ後退しているじゃないか、行政力は。その理由は、野瀬町長の政治姿勢。政治姿勢というのは信念と実行力、この信念、町長、どうですか。朝言ったことが、夕方には変わる、今日、夕方言ったことが明日の朝には変わるという優柔不断さ。そこに信念のある町長とは思えない。そして、約束したことがなかなか実行に移せない。これは政治家じゃないですよ。そして、資質。やっぱりちょっと町長としての能力、ちょっと落ちるんじゃないかなということとか、町長のその人柄、人間性に非常に私は疑問に思うところがあります。そういったことが問われている。町長、これからこの人口減少対策や、今日も一般質問でありました過疎対策、そして、今言っている財政危機

突破、再建には、野瀬町長では大きな不安がある。野瀬町長の下では到底なし得ない。よって、町長の辞職を求めると私は書いてきているんです。

この通告書は5月23日に出したから、ちょっと1つ漏れていた内容がある。それは何か。町長が職員から訴えられて、その訴えられた裁判の結果、負けた。負けたその判決理由からして、控訴しても駄目だといって、勝ち目がないといって、議会がやめよと言っているにもかかわらず、その明るる日に控訴の手続に入っている。その控訴審も負けた。3月の本会議に、「町長、これ負けたら責任を取るんか」と言ったら、「取る」と言った。「責任を取るということは、辞職するという事だ」と言ったら、「お見込みのとおり、議員の思っているとおりで」と。これはもう辞職を表明したと一緒だよ。議員の言っていることとお見込みどおりという言葉は。それに、この前の全協、そのときに町長は辞めませんと。そして、さらに最高裁へ上告しますと。こんなあほな町長がおるか。1回も2回も負けて、今度3回目行って、それで勝てると思っている。正気の沙汰か、それは。そんな者に、よう町長が務まるなって、もう憤慨したよ。それと同時に、あきれて物が言えない。町長、辞職を求めよう。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 先日、申し上げましたとおり、町長を辞任する考えはございません。さらに、今、厳しいご批判、ご指摘をいただきましたが、職員一丸となって町政運営を務めさせていただきますと思っております。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 あんたな、今の職員一丸となってと言っている。今、職員はあんたについて行っているか。あんたを信頼しているか。ここにいる誰とは言えないけども、ここにいる大半の職員があんたについてくる、それとも一丸となって、そういう体制が組める状態にあるのか、町長。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 申し上げてきましたように、信頼は薄れているかもしれませんが。

○建部議員 かもしれないんじゃない。

○野瀬町長 かもしれませんが、行政運営については、トップの、それはもちろん大旗振りが一番重要でありますし、それから行政は組織図でありますように、補助機関の職員が日常業務をしっかりとやっていただくということでもありますので、人事のことをおっしゃいましたし、明るい職場づくり、仕事ができる環境づくりを総じて、私もさらに粉骨努力をしていきたいと思っております。

○宮崎議長 建部議員。

○建部議員 町長には「しん」がない。真と信。真実の真、信念の信。そして、

町長の主張、言っていることに芯がない。真と信がない。その町長が、沢山の職員を引き連れて一丸となって、今の難局を乗り切りたい。もうあなたの力ではできないから辞めろと言っているんだよ。この15日の最終日まで、この議会は終えて、その日までにはぜひとも辞職を求めます。それでなければ、私はこの6月議会が済んで、次の議会までの間に町長に対する不信任決議案を上程する、そのつもりであります。ただし、それには全議員さんの協力が必要であります。ただ、いきなり町長の辞職決議案というのは、町民にとってどう受け止めていただけるかという不安があるので、それまでに町長の罪状、今までこの4年7カ月、どういう町政をしてきたのか。そのことをつぶさに町民に報告するチラシを配布します。その中で、町長がこの4年7カ月やってきた内容、そして今、現状はどういう状況にあるかということをお訴えて、そして、議会から私が、次の議会で町長への不信任決議案を提出したいと思えます。町民に今の野瀬町長の現状をつぶさに報告をして、そして皆さんとともに次回、もちろん皆さんの賛成がなかったらかないません。だけど、町長、できることなら町長自らがこの15日の議会最終日までには辞職することを私は求めて、これで一般質問を終わります。

○宮崎議長 建部議員の一般質問は終わりました。

ここでしばらく休憩します。再開は3時から。

(午後 2時45分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○宮崎議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、10番 西澤議員の一般質問を許します。

10番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速、今日の最後を務めさせていただきます。

最初に、元職員に関わる2つの連続敗訴から、どんな教訓を引き出しているのか、こういうテーマです。初めに申し上げますのは、問題は1人の元職員に係る裁判事件であります。町長の職責、とりわけ法令遵守と職員の身分、権利を守って全体の奉仕者として職員が職務に専念できる職場環境を醸成する最高の役割があり、町長の責任が鋭く突きつけられている問題だと考えます。

そこで、以下の質問を行います。判決文を私は手に入れることができました。それに基づいて、本当にどう考えているのか、疑問に思わざるを得ない問題ばかりが列挙されています。

そこで、1つ目ですけれども、その状況の前提となる問題ですけれども、町長に就任から現在までの間、中途退職、定年退職とは別に、その人数、そして原因、状況に対する認識を求めます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 平成29年度から令和3年度、現在でございます。合計、中途退職者は29人。1年平均しますと約6人という中途退職者です。内数であります。行政職員が17人、保育士、調理師、運転手が12人。この人数の中には再任用のフルタイム職員を3人含んでいるという状況です。いずれにしても、甲良町は退職者が多いということは、捉えなければならぬと思っております。

最終的な理由であります。全ての表向きの理由は一身上ということになっておりますので、個々人の様々な理由あるいは職場の理由等々、具体の理由が全て一身上ということになっておりますので、分析についてはそこまで立ち入ることはできておりません。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 多いなということを言われました。そうしますと、やはり通常よりは多過ぎる。そして、身分の安定した職場ですよね。決定的な不祥事、犯罪など等ない限りは、いわゆる解雇を受けることはありません。そういう方が途中退職する。希望を失ったという方もおられますけども、町長が分析をしている。つまり、表面上は一身上の理由ということですけども、町長が分析している中身としては、なぜこういうように至ったのかなという点では思い当たるところ、それから退職者の周りの状況などから見て、どう考えておられますか、分析されていますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今ほど、建部議員に鋭くご指摘をいただき、私の指導力の問題がありますし、それから、就任以降の経過を見ますと、いろんな第三者委員会、調査委員会等々がありまして、その理由の中に甲良町の風土ということが書かれておりますので、1つずつ業務改善マニュアル化をしてきておりますので、改善に向けた努力はしてきているということでございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、職員全体に対して、この問題、いわゆる真摯に反省を込めて職員に訓示、ないしはそういう総括めいた話をされたことがありますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 退職、特に中途退職については、そういうことをしたことはございません。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、中途退職30名近く、29名。そういう状況になっているところ、いろんな答申も、第三者委員会での答申などがありました。それを引用しながらでも、ぜひ訓示の中に入れていただきたいということを申し上げ

げておきたいと思います。

それから、次に判決文のところ、町長側の主張を読んでびっくりしました。この被告の主張、つまり町側の主張（ア）の中で、「甲良町個人情報保護条例45条2項は個人の権利利益を定めたものではなくて、甲良町長が原告に対して同条に基づく義務を負っていない」、こんなことを主張しているんです。これもこてんぱんに判決では退けられています。45条の2項を見ますと、実施機関は前項の規定による諮問に対する答申、つまり、非公開なり部分非公開になったときに審査委員会が開示すべき、こういう答申をしたときに、これを尊重して速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならないとうたっているんです。ところが、町長の主張は、守る義務はないということなんですけども、今もそういうふうにご考慮されているのか、認識されているのか、お尋ねします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今、条文を紹介されましたが、再度、45条第2項については、「実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して速やかに当該請求に対する裁決をしなければならない」という、そのものでございます。速やかにということが書かれておりますので、裁決についても遅滞については、11月19日に審査会に諮問がなされ、裁決の私の決裁が元年6月26日ですから、いずれにしても遅れているという事実は、そのとおりでございますので、裁判は争いでありますので、反論という形で述べた記録が載っているものと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 質問、違うでしょう。今もそういうふうに思っているのかと。ちょっと待ってください。判決は退けられているんです。間違いだったという認識はないんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 遅れた事実を認識しております。適正でなかったと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 また同じく、「裁決書の決裁をしているから、原告が主張する遅滞はない」、こうも書いているんです、町長はそう主張しているんです。現在もそう思っているんですか。先ほども述べられましたが、遅滞があったという認識があるんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 再度申し上げますと、決裁は元年6月26日で、審査会の諮問から7カ月後の決裁でありますので、速やかにという条文からして、行政の事

務は適切ではなかった、あるいは遅滞を起こしているという事実でございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 判決の中では、送付をして初めてその裁決が生きる、この判決になっていますよね。そういう認識はあるんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりです。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 これまた、同じく（イ）審査会の処分に関して、被告は責任を負わない。こんなことまで主張しているんですけども、現在も同じ認識を維持されていますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 行政の認識は、今申し上げましたように遅滞を起こしているそのものについては大いなる反省、それから、改善する必要があると思っております。ただ、ここで書かれている内容については、附属機関の審査会、補助機関といっても町の行政職員が兼務しておりますので、附属機関の組織ということからすると、町の執行機関とは権能が、あるいは関与するという事は避けるべきだという、そういうコメントだと思っておりますが、遅れた事実はもうそのとおりでございますので、申し開きはできません。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 この中心部分は、審査会、つまり個人情報保護条例に基づく審査会での庶務は、町長の関与しない、責任を負わないという主張なんです。これも判決で見事に退けられています。そのことについては反省も、それから、認識はどういうようになっているんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 審査委員会の事務局職員といえども、甲良町職員が兼務でやっているわけですので、組織としては組織論ということもありますが、全体として事務遅延を起こしたということは、紛れはない事実でございます。町長の関与という点については、補足的な言い方かなと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 今まで言いました3点、町長の主張がされているんですけども、これらは現実に個人情報公開請求に送付すべき書面は、1年間も送付をせず放置していたことを率直に反省しないで、言い訳に終始したことから、全て起因しているんです。後でも述べますが、これを法律の専門家が弁護したというのが理解できませんが、そういう認識から、全て主張がされているように見えていいんですか。

- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 基本は遅延しているという事実は、そのとおりでありますし、何を言っても、書いていることは事実であります、言い訳的なことばかりだったと思っています。
- 宮崎議長 西澤議員。
- 西澤議員 書面を読みまして、あきれた主張が展開されていまして、野瀬町長の本心なのかと思うんですが、今振り返ってどうなんですか。
- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 謙虚に反省をしております。
- 宮崎議長 西澤議員。
- 西澤議員 6番目ですけども、通常の行政であれば、法令等で定められている関係者に送付すべきものを1年間も放置される事態が、行政事務に存在していること自体が信じられないんです。理解できませんが、企画監理課から提出された書面でも、真相は全く明らかになっていないと思いますが、その後、真相の解明、それから責任の所在、なぜこんなことになったのかという点の分析や公表できる書面などが明らかになっているのか、お答えください。
- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 分析については、まずは検証する前に、この損害賠償事件の何月何日に何をどうやったかという時系列の整理表を作りまして、遅滞についてはただ遅れたか等々、一覧表で整理をしました。それを基に所管の企画監理課として、関係書類及び関係員のさらなる聞き取りも行っております。最終的には、令和4年2月28日に、これは議会にも報告していますが、企画監理課長から町長への提出書面でございます。ずばりそのものを議会にも、お渡しをしております。事態の検証、今後の改善もまとめられておるところであります。以上です。
- 宮崎議長 西澤議員。
- 西澤議員 企画監理課から出された検証の書類ですけども、判決の中身、つまり、町長の主張と、それから裁判所の判断、こういう点でもう100%、町の悪さ加減、怠慢が断罪されているんですよね。そういうことについては、あまり触れられていません。その点では、さらに突っ込んで検証する書面を議会に提出する予定はありますか。
- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 全て判決文でありますので、最終的には判決どおりと認識をしております。
- 宮崎議長 西澤議員。
- 西澤議員 判決を受けて、行政がどう考えるか、どう取り組むか、どう検証

するかというのを求めているんですが、どうされるんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 判決を受けて、行政としての取組のまずさについては、検証をしているところでございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題は、一個人、一元職員に関わる問題ではないと私は考えています。何らかの理由、原因で公正なルールが適用されないようなことがあってはならない。人を見てルールを変える、こういうこともあってはならないと思いますが、この点で判決をどう受け止めておられますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 そのとおりです。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 二度とこのようなばかげたことが繰り返されないために、判決を真摯に受け止めて、町長自らが本人に真摯に謝罪をする、おわびをする。身体に苦労はかけたわけですから、10万円という金額、100万円の請求ですけれども、10万円という判決が下りました。実行もされました。その点で、本人に会って謝罪をするというのが実態ではないか、筋ではないかと思いますが、それはどうなんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 そのとおりです。情報公開請求に来られた際に、役場に来られたことの連絡がありましたので、1階のフロアに行って、私が直接おわびを申し上げたところでございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 10万円の支払い、これは弁護士がお渡しした、ないしは口座に振り込んだというように聞いていますが、野瀬町長が赴いて、本当にご迷惑をかけましたと、真摯におわびをして反省をしておりますというのを生の言葉で伝えたんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 直接本人に、役場でしたが会って、おわびを申し上げました。原則、損害賠償金については、役場の手続としては口座振込という方法であります。直接持参するよという本人の申出がありましたので、弁護士にお願いしたところであります。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 本来、やっぱり弁護士が行ったんですね。本来、本人が行ってほしい、来てほしいと。そこで、人間と人間の心が通じますよね。そして、ご迷惑をかけたというのが相手に伝わる、こういうことは選択になかったんで

すか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 判決結果どおりの、損害賠償金でありましたので、そういう行政ルールに基づいた支払い方法を選択したわけですが、私は本人に直接、お出合いした、そのときにおわびを申し上げているところでございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 2つの連続敗訴を、5月31日にはもう1人の停職処分に関わる元職員の判決がありました。この点でも、最高裁に上告をするというのが町長の意向ですけれども、これはやめておくべきだということを改めて私は言いたいんです。というのは、判決も非常に真摯に両方の言い分を、主張をなぞりながら判決していますよね。それを真摯に受け止めるということにはならないんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 何人もの議員から、その種のご意見をいただいております。議員の意見については、お伺いしておきます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 回答をぼかしてしまわれましたので、最高裁への上告については、さらに判決文をよく読み、弁護士は引き受けましようとなるに決まっていますよ。ですから、本人いわゆる町長がよく吟味をして熟慮することを再度、求めておきたいと思えます。

次に、進みます。彦根市と4町による広域の新ごみ処理施設計画に関わって、ごみの大幅減量（半減）の課題にどう向き合うかという点で、町長及び関係課の見解を尋ねていきたいと思えます。請願が、皆さんのご協力で全会一致で可決することになりました。この精神は、やはり、全国どこでも請願者からメールが私に、お昼休みに来ました。この甲良町の取組を全市、そして全国にぜひ広げていきたいと、こういう抱負が書かれていました。そういう点でも、この問題は大変大きな課題、また切実な課題だと思います。建設候補地の是非を、仮にいったん保留、脇に置いたとしても、ごみの大幅減量、施設規模の縮小は避けて通れないと思えます。

そこで、町長は広域組合の副管理者でもあります。管理者会で発言の機会があります。私たち議員は、予算規模、予算など事業の計画が提示されて初めて議員の意見が述べられる、こういう立場ですので、原案が示される、それから議論の中に計画をつくっていく中の議論に、町長は参画をされています。ですから、後で述べる中身をぜひ管理者会で発言をしていただきたいと思います。1つは、ごみゼロ宣言、ごみ半減との提起をどう受け止めているかということです。見解を求めたいと思えます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 午前の本会議で、ごみ減量の請願が採択で可決をされたところでございます。全体のご意見として、持込みごみを減らすことによって、施設の使用料が減るという趣旨でありますし、さらには、一家庭ずつがどうごみが減量できるかという具体を、今後、議会の皆さんと協議しながら、モニターで請願者代表の説明を聞かせていただいておりますが、生ごみについても少し干せば半分になるとか、面倒な取組になるかもしれませんが、その取組が経費節減ということになりますから、どう具体を展開するかということになっていくと思います。

ただ、広域行政組合ということでもございましたので、今、プラごみを含めて収集方法を統一していくということでもありますし、それから、ごみ減量化については15%減量、説明の中でも議員がおっしゃっていたとおりであります。そういう取組も進めておりますが、さらにとり今日この議決でありますので、どう具体が取り込めるかについては、今後協議をし、さらには、1市4町の管理者会議でも議論していきたいと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、石寺の候補地が上がったときから関わらせていただきました。そのときからはやはり候補地をどこにするかという点で、つまり、ごみ問題の中身に入ることがなかなか難しかった。つまり、この地に来てもらったら困るといのがもう大前提になって、ごみ減量の問題やごみから出てくるいろんなガス、そういうもろもろの問題に踏み込んで議論が進んでいくことがなかったんですけども、今回の提起でかなりごみ問題が変わってきました。世界の流れもCO<sub>2</sub>の削減というのが大きな流れになってきましたので、こういうことが影響しているのかなと思いますけども、焼却ごみができる限り減量する、これが最大の命題になるかと思うんですけども、町長の認識をお尋ねします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりです。施設整備、ほかの附帯の事業費はまだ明確になっておりませんが、当初から200億円の施設整備だということが言われておりますので、彦根市長もたびたびおっしゃっているのは、イニシャルコスト、最初の初期投資経費も極力下げてということは、ごみ減量ということにほかなりませんし、そういう議論を深めていきたいと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、ごみ減量については人類の科学的英知、これを結集すれば必ず実現できるというように確信しています。先進の国は、これを既に実行してつていますよね。社会システムそのものが、ごみを出さない社会経済

システムに移行して、科学者の英知、それから企業の英知を集めています。現に小さな町ですけれども上勝町、それから、合計で5つの町がごみゼロ宣言を行っています。大きなところは、福岡の3万5,000の人口がありますけれども、そこもごみゼロ宣言で取り組んでいます。また、紙おむつの水分を抜いて、紙おむつの再生に挑戦している企業もあります。リユースのシステムづくり、プラスチックの資源循環促進法ができましたので、その具体化を企業が先進して始める、そして自治体も努力義務でありますけれども始めていくというように奨励をされてきています。この点で、英知を結集すれば必ず実現できる。この具体的な中身で言えば、地方自治体は、プラスチック資源循環法、これの実施については義務化にはなっていません。努力義務になっています。けれども、努力義務ですけれども、どういう方向で取り組むのかというの視野に入れてやっていく必要があると思うんですけれども、そこはどうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃいました新法の名前は分かりませんが、プラスチック新法を受けたことによって、今、甲良町、4町リバースセンターについては、プラごみは燃やしておりますが、彦根市は分別されているということで、彦根市の分別に、4町が合わせていくという統一処理方式は既に決定事項でございますので、その中でどう減らすかということでございます。最終的には、可燃ごみをどう減らしていくかということでもあります。以前、町域で取り組んだコンポストであったり、あるいは生ごみ堆肥化の補助制度であったり、担当課と具体の協議をしていきたいと思えます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 では、担当課の方にお聞きしますけれども、この努力義務になっていきますけれども、どういう方向で取り組むか議論が始まっているのか、それとも、今後どういうふうに展開していくのかというのがありますけれども、気をつけているところ、着目しているところがもしありましたら、報告願えますか。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 担当課といたしましては、今は圏域で分別の話を進められております。まずは基本をそちらに置きまして、今後、資源化の方を考えていかなきゃいけないと思うんですが、やはり今、町長も申しましたように、一度、また町長の方と相談もあるんですが、例えば、昔ありました、ひと絞り運動等、そういうような運動も含めて、今後考えていくべきではないかなというようなことを考えております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 1市4町で取り組むごみの減量なんですけども、4町の場合はリバースセンターです。プラチックも全部、分別せずに出すというのがずっと長年、私も甲良町に寄せてもらって28年なんですけども分別、個人の努力では生ごみは分けていますけども、プラチックは抛出する、いわゆる出すというようにずっと習慣づけられています。これを切り替えるというのは並大抵なことではないと思います。7年後には稼働が始まるんですよ。その7年の間よりも早く、だから5年をめどにプラチックごみについても分別する方向を、ぜひ4町の首長さん、それから担当課と入れて、どういうようにして合流に向けたプロセスをつくっていくのかというのが大事だと思いますが、彦根市は彦根市での努力が要ると思いますけども、4町は4町でリバースセンターからの切替えですから、そのことが必要となりますよね。ですから、特別な手だて、方向、方針が組立てられる必要があると思うんですけども、それは町長にお尋ねします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 可燃ごみを中心に議論をされているところでございます。今回の新ごみ処理場については、日常やっている粗大ごみであったり、燃えないごみであったり、その他の資源でやっている瓶、缶、それからバッテリーの問題どうするんだ、農業資材の問題をどうするんだとか、いろいろ全てのごみを統一化するということでもありますので、可燃ごみ一つ取っても、燃えるごみから分別にと、甲良は変わるわけですので、ごみ排出ルール、それからごみ減量ルールについては仕切り直して、取組をしなければならないと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 7年後に統一になる。そうすると、7年後にいきなりぱっと変えられることにはならないですよ。いわゆる、助走期間、予備演習が要ると思うんですけども、そういうプログラムも担当課と協力しながらつくっていく、4町と情報交流をしながらつくっていくことが大事だと思いますが、その点、ぜひ心がけていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりです。行政が指導しなければならないということはもちろんでありますが、行政のみで減量ができるわけではありませんので、日常、ごみを排出される各家庭でごみの出し方の徹底ということ、それから減量ということの協働した取組を進めなければ、この問題の到達点に行きませんので、なるべくいい原案を提供して、議員のご意見もいただきながら、住民へどう徹底ができるか、あるいは協力願えるかという道筋が、7年後とおっしゃいましたので、どういうタイムスケジュールでやり切れるかと

ということについては、具体検討を始めていきたいと思えます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、英知を結集し、それから議員も、それから企業のノウハウ、これも生かしていくというのをお願いしたいと思えます。

次に、②の財政問題に関わります新ごみ処理施設の財政負担、これに対する基本方針、基本計画、現在の計画のまま進行すれば、周辺4町はもちろん、とりわけ財政危機宣言を発している甲良町政にとって莫大な財政負担となります。試算によると200億円ですと、国の補助が受けられたとしても、10億円から11億円の負担となります。これが200億円に対する町の負担です。そうなりますと、壊滅的な財政負担となって、火を見るより明らかになってくると思えますが、この点、どういようように取り組まれますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 課題はお金のことでするので、時間が延びれば延びるほど、資材高騰であったり、外的要素で事業費が増えると。減るということが、見通しにくくて、増えることは優に想定はできるわけですけど、彦根市長も事業費節減は管理者になったときからの課題命題、何とかしたいという意思が伝わってまいりますので、管理者、副管理者、それからスタッフ、特に行政組合のみならず、指導いただく彦根市の担当行政部局等々とも知恵を出し合いながら、この事業費の問題についても検討に加わって、少しでも軽減できるような方策を検討したいと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 この新ごみ処理施設については、金額がブラックボックスとされているんですね。建設費だけで、施設だけで約200億円。そこで、現時点で総事業費が明示できませんというのが組合の回答です。つまり、用地買収、造成、盛土、軟弱地盤対策、施設を支えるくい打ち、そして、搬入道路の新設、これは彦根市の計画ですけども、組合に負担をしてもらおう。つまり、4町に負担をもらおうというのが組合の方向です。その費用の総合計は幾らになるのか、副管理者として明示されているのでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 今、賜っているのは当初の200億円という数字しか賜っておりません。ただ、道路についてもおおよそのルートが提示されておりますので、我々、彦根市のみならず4町が搬入する共同利用の面で一部負担やと、その辺までは聞かせてもらっているだけで、試算値、具体の数字、あるいは検討にはまだ入れていない状態です。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 今、搬入道路のことを言われましたけども、27億円というよう

に聞いているんですが、そのぐらいの範囲なんですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 議員の情報だけで、行政としての情報は何も今のところございません。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 いや、おかしいですね。彦根市の議員から情報をもらって、彦根市の発表では約27億円、上下すると思いますけども、27億円の予定で計画が進んでいると、都市改革も進んでいるわけですから、この総額、この言いました用地買収、造成、盛土、軟弱地盤対策、それから、施設を支えるくい打ち、これも分からず、そして搬入路道路だけが27億円というのが概算で出ている。後の金額、分かるものはあるんでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 お答えしていますように、今現在は分かっておりません。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 財政危機宣言を発している甲良町として、このままでは厳しい選択を迫られることは明らかだと思うんです。少なくとも施設の規模縮小にしっかりとかじを切る、この立場で臨んでいただきたい。改めて決意や気持ちを聞かせてください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 甲良町行政全体でも財政運営が厳しいという状況でありますし、それから、広域行政ではこの新ごみ処理場がありますし、それから新たに始まっています近江鉄道の上下分離による1.47%の負担という問題も恒常的に今後、発生してくるということでもありますので、広域行政への支出については極力抑えていくという財政努力を、甲良町は彦根市とともに先頭に立ってやらなければならないと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、これは財政問題の入り口から、建部議員も言いましたけども、ごみの搬入量によって負担額が決まっていくというようになりますから、ますます切実になってくると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、進みます。過疎法適用と財政危機宣言発出がもたらす影響とその状況下で、いかに町民の利益を守るのかという命題です。発表の後、様々な反応が聞かれました。過疎地域の適用で、ますます人口が寂れるのではないか。また、財政危機やのに高校生まで医療費無料化はせんでもいいのに、こんなことが、私が知る範囲で歓迎する反応は一つもありませんでした。このような町民の否定的、悲観的反応を転換して、前向きな方向、誰もが等しく安心して住み続けられるメッセージと具体策がどうしても必要だと考えます。そ

こで、以下、お尋ねをしたいと思います。1つは、激減の現状とその原因に対する認識。建部議員の質問ともダブリますけども、改めてお尋ねしたいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 過疎指定になった、25年間の国勢調査の数値が25%ということは4分の1ですから、2,200人も減っているという現実を捉えたときに、大変厳しいと。それから、今後さらに続いていくという人口予測を見たときに、どう町民とともにこの難題を前に進めるかという課題が、今度の計画で具体の切込みができるのかという思いをしています。自然増、社会増については、丸山議員の質問でお答えさせていただいたので割愛させていただきますが、町民に今度の持続可能な計画の中から1つずつ、見えるような施策が出てこない、もう甲良のみならず、全国的な人口減少社会ということでもありますので、甲良の魅力を再認識して、いいまちづくりに切り替えていくという努力をしたいと思います。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 この財政危機宣言を発出した真の狙いについて、なぞるようですが、再確認のようですが、お答え願いたいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 真の狙いは、いち早く行政内部で財政運営が厳しいぞと、もう新年度予算編成でかなりきつという状況でありましたし、3月議会前後で、議会中もそうですが、議員の皆さんに状況報告をして、議員の皆さんからも早くに町民にこのことを町長自らが説明する責任があるということでございました。いずれにしても、危機宣言を発するという事は、予算もそれなりに削減、負担金、補助金、交付金、これは全19市町で構成している団体もありますので、足並みを乱すということから、首長会議でもそういう宣言をして、甲良は厳しいぞという外に向いた認識といたしますか、甲良の取組をいよいよ財政危機でやりますんやと、県内外の皆さんに知っていただく、それから町民の皆さんに厳しい状況も知っていただく。そして、この状況について取りも直さず、行政組織挙げてなるべく住民に迷惑がかからない方法で、財政の改善に取り組むというスタートラインに着いたということでもありますので、私、それから行政職員一丸となった財政健全化への取組を本格的に進めなければならないと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 3月議会、それからその前の2月の臨時議会などでも言っていましたけれども、町長自身の戒めの意味もあると、大きいというように説明されていたと思いますけれども、実態は町民に我慢を押しつける、こういう道

具になっていないかという懸念を持つのですが、いかがですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 その向きもありました。私への戒めであることは間違いありませんが、口だけで厳しいと言うことではなくて、行政で考えたことは、インフルエンザの負担金1,000円を2,000円にということはきつんだなという実感を町民にもしていただこうかなという、そういう考え方からそういう提案をしたわけですが、議会の方で修正をいただきましたので、なるべく迷惑がかからんという路線で頑張っていきたいと思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 インフルエンザの自己負担を1,000円から2,000円、苦しいんだなと思うんじゃないかと、町は私らのことを考えていないなというのが先になりますよ。

それで、なぜこういうことを聞くかということ、京都新聞の5月の24日の記事ですけども、早速、町道の除雪の延線を4割削減する。これは区長さんから総反発を食らったという記事なんですけども、やはりその点では、何事も削減を押しつける。そういうのを発する前に、どういうふうにしたら町民の苦労が軽減できるのかというのを考えないまま削減する、つまり、除雪の路線を少なくするというのが発表されています。

ですから、最初の財政危機の宣言の狙いそのものがやはり、我慢を強いてもらう、つまり町として努力するんだということではなくて、そのことをやりやすくするためにしたのかなと考えざるを得ないんですけども、改めて聞かせてもらいます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 除雪の記事のお話もありました。行政でなるべく完結やということで、今まで取り組ませていただきました。特に、他市町と比べて町道の除雪延長が6割に達している。他市町は3割ないし4割という、ガイドラインで4割程度に削減した場合、今まで空けていたルートがどういう方法で、住民のお力を借りながら除雪ができるかという問いかけをさせていただきましたので、受け手側にとっては、何や我々にやれと言うのかということでありましたが、これから議論を始めて、甲良の除雪のありようを再検討し、いい方向に持っていきたいと思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、③、④ですけど、責任を痛感するというように言葉では書かれています。けども、それで済まない状況が生まれてきていると思うんです。町民の反応はどういうようになっているか、それを町長はどう受け止めているのか。つまり、この記事にあったように、区長さん全体が反発を

して、高齢化も進む、そういうときに今年の年末年始のような雪が降る、ないしはそうでなくても、除雪は大変なんだと。その苦勞にどう寄り添うのかという点でも、町の姿勢が見えないというように、怒って憤慨されていたんだと思いますけれども、それはどういうように受け止めておられますか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 町民の皆さんのというよりも、集落代表の皆さんの声は、行政としても真摯に受け止めをさせていただいておりますし、これから提案なり、それからヒアリングをするなりで、いい方向を提案いただき、行政もそれを支援できるようなスタイルに構築していきたい。財政の責任問題については、痛感するという感じ方だけではなくて、今後どのように真剣に取り組んでいくのかという責任を果たしてきたいなと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 それは、なぜこんなことになってしまったのかというのが、町長の側の文書で明らかにならないまま発せられているからだというように私は思います。それで、好転に向かう上でも総合的な検証の上に、その中心的な原因を明らかにさせる必要があるのではと思いますけども、その原因、ここに書かれている中心点、改めて聞かせていただきたいと思います。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 先ほどの建部議員からの資料提示もいただきましたし、行政が財政削減あるいは財政健全化に取り組むべき課題だと思っておりますし、どう改善できるか、9月の健全化計画の提案の中で少しでも改善計画がうまく明示できると思いますか、行政の提案ができるように準備をしていきたいと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 このテーマでも、町長と各課長がいろんな風通しのいいキャッチボール、つまり、いろんなやり取り、ディスカッションをこういうようにしてされているのかというのを、私は大変疑問に思うんです。そうでなかったら、職員の力は発揮されません。町長は基本線のかじ取りをします。具体的な仕事は各課長、職員がやります、そういうキャッチボールが、職員と町長の間でされているのかという点では、改善に向かう方向性、それから、何がどうなっているのか、真の原因を突き詰めていく。建部議員からいい資料提供、分かりやすい資料提供をいただきました。

そういうことも含めて、今まで取り組んできたやつ、私が指摘したいのは、やはり不納欠損、少なくなっても数百万円あります。多いときですと1,000万円超えましたし、小島事件のときには2,600万円の不納欠損が発生しています。つまり、収入されるべき金額が入っていない。その上にいろ



○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 非常にピンチだったのが、去年の年末です。個人給付事業が、5万円が現金で、5万円が商品券でという時期がありまして、結局はまとめて10万円がいいですよという補正予算を組むときに、もう財政調整基金を全部取崩ししそうな状況で、財政調整基金で一般財源を立て替えて、予算編成をするという専決処分ができなかった。したがって、国会を通過して国の補助金が確定した時点で、何とか専決補正が組めたという状況でありましたので、相前後して新年度の予算編成とダブっておりましたので、もうこれ以上、こんな状態での財政運営はできないという時期でもありました。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 言い訳的に言われましたけども、5万円の給付については、計画をされていたわけですよ。それで、国の方も計画してやっています。財政の状況で早い段階で手当てをする、例えば短期の借入れをして、つまり、国から交付されるわけですから、そういう手当てがされなかった。つまり、町長と各担当課の密接な協議を怠っていたというように見えるんですけども、そういう状況があった下で、この危機宣言が発表された。それをつくろうというようになったんですけども、どう見てもそのことが本当に危機感を持っているのかなと思うんですが、いかがですか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 一借というお話がありましたが、キャッシュフローベースで、会計管理者のところに歳計現金がないという状況ではなくて、予算が組めないという状況でありましたので、その辺から新年度予算への再査定、トップ査定のやりようも含めて、短期ではあったんですが、切込みを令和4年度の予算編成に向けて行っていったということでございます。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 ⑦番ですけども、激減をしているわけですから、その原因の検証。そして、⑧、だからといって過疎債の活用。これは歓迎の一面ですけども、よく見ますと、やはり一般財源の持ち出し、それから返済があります。そういうので一律に歓迎することができない、非常に警戒をもって適用することが必要だと思いますが、この7番、8番。それから9番、こういう点では、開発、箱物に流れがちです。この戒めが必要だと思いますが、見解をお願いします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 いろいろ素地とかを言ってまいりましたので、益田市長に市長室で面談をさせていただいて、益田市も過疎地あるいは今はみなし過疎と市長はおっしゃっていましたが、過疎の人口減少をどういうふうにつえたらとい

う投げかけを、先行して過疎の取組をされておりましたので、3つ教えていただきました。

1つは、人口の規模が地域内の生産や消費に比例して、経済規模が縮小すると。いわゆるうちでいう丸善が消えて、消費が減っているという、そんな現象かなと思っております。それから、さきの質問でございましたが、10代、20代が減っているという甲良の実態であります。若者が減り、高齢者が増えると、社会保障の持続性が難しくなっていくということを言っていたのだと、それから、3つ目、もうこれがそうだなと実感をしたわけですが、地域の先行きに悲観し、見切りをつけて、転出しようとする流れが出てくると、人口減少の負のスパイラルが起こるということでありますので、今、過疎の指定を受けましたので、傾向はつかんでおりますが、その具体策が、今の発言でどのように切り込んでいけるかということら辺だと思います。

それから、次の8番の質問であります。過疎事業債でございますが、相当、同和対策事業のときの起債の張り様についての、今、実質公債比率が高いというのはそういう問題に直面していると思っておりますので、使途であったり、充当率であったり、利率であったり、交付税算入率あるいはどんな事業にどういうふうに着債を充てていくのか。起債の有効活用ということは避けて通れないと思っておりますので、財政の好転になるような起債の張り方、あるいは起債を張ることによって、将来負担が増えないかどうかという見通しも含めた起債の取扱いをしなければならないと思っております。

それから、ハコモノ等々については、やっぱり行け行けでは駄目だと思いますので、今言いました慎重な視点で、安易にハコモノに着債を張ることのないように、十分検討した上で、起債は活用していきたいと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 この一つ一つの事業で、起債、それから一般財源、それから財政状況などのシミュレーション、そして試算表を提示しながら議論をしていただきたいです。議会とも密接な協議をぜひしていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。その点では、一般的なスローガンになりますけれども、誰もが安心して暮らせる住みよいまち、この具体策の方向性、いわゆる財政危機宣言を発したけれども、過疎に適用になったけれども、こういう方向で切り抜けていく、ないしは切り抜けられないけれども、今の現状を維持する、こういう展望の見える案をつくる必要があると思っておりますが、よろしくお願ひします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 口ではいろいろ言えても、実際どう動かしていくのかということ

がとても重要ですし、今言えることは、行政だけで粛々と取り組むことではなくて、住民に見える形で、過疎自治体としての甲良のよさ、地域の個性、甲良もいやな言われるような地域づくりにつなげること、いわゆる見える化という、阪東議員がおっしゃる見える化ということを重要視していかなければならないと思います。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 今後、そういう取組を充実、強化していく上で、町民のアンケートの中に「甲良町のイメージが悪い」、これは大変気になる回答です。また、実際にそういうように見ておられるんだなと思いますけども、その点でどう払拭するのは、精神面、つまり心の面で大変大事だと。心の中に踏み込んでいくことはできませんけども、甲良町は大変自然も豊かですし、この間、近所で絵を描いている方との対話を妻としていましたけども、やはりこの自然の豊かさで絵を描きに浄覚寺に来ておられるんです。その周辺、和の家でお昼飯を食べて、20人近く行っておられたんです。そういうようにして、表面のイメージは大変いいんですよ。私も寄せていただいて、鈴鹿山脈を背景にしたパノラマ、これはもう大変ありがたい風景です。そして、農地が広がります。その農地をどういうふうにして農業として振興して、定住できるまちにしていくのかというのが大きなテーマだと思います。その上で、同和対策事業に最優先で取り組んできたわけですから。そういう中で、よく言います、私は光と影の部分、欠陥部分と前進面をつくってきたと思いますが、そういう点でも正面から総括が必要だと思います。

それから、収入の確保。つまり、税や料金の公正公平な確実な徴収、新築資金の回収が始まっていますが、この点でも原則を貫いてしっかりと対応していくことが大事だと思います。その点で、穴を開けた部分がどこなのか、建部議員の非常に詳しい解析がありましたけども、それ以外のところでもどうだったのかという点でも、自己分析をぜひ進めていただきたいと思います。そこは、まず聞かせてください。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 建部議員から資料を頂きましたので、さらに行政でそのことの分析、検証をしなければならないと思っていますところがございます。同和対策事業との関係については、もう法失効後、21年が経過しておりますので、やっぱり課題について一つずつ真剣に取り組むと。そして、課題を解決していくということが大事だなと。例えば住新であります、先の見通しをつけていくということが大事だと思っています。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 町民のアンケートを紹介しましたがけれども、一番多いんです、6

割あるんです。その払拭は、施策とともに大変大事だと思うんです。大小の問題、大小の不祥事とともに、根っこにある同和対策事業の根拠となった法律が終了して20年が経過します。それにもかかわらず、明確に関係住民の努力と協力で事業は完了しましたと、行政の責任でまだ宣言できていません。その点でも、はっきりと協力を感謝する、いろんな様々な小さな問題、大きな問題かもしれませんが、いや、そんな事、まだ一致できひんど。あいつらは、ええ目をしとる、いやもう、そういう点ではいがみ合いも残ります。けども、行政が率先して準備をしていくことで、まちづくりも協力はできていくと思いますが、そこはぜひ進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 これまで完了、あるいは他の市町の完了祭ということの提案もいただいておりますし、それから、何度か一般質問の答弁をしまいいりました。ここに至って、先ほど言いました法失効21年たった今、ここで完了祭をやらなければならないのかということをつぶさに考えました。いずれにしても、先行してやられたところは、住民主導でよかったなという原動力が原点になっておりますので、今、私が行政から呼びかけて完了祭というスタイルは、少し違うのではないかと考えております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 もちろん当時のことですから、実態は、またイメージとしても変わると思います。しかし、そういう点ではお互いに、もう旧で呼び合うということがないようにしていきたいですし、それが払拭されたというように宣言する上でも大事なところですよ。

今言われたように、県下で日野町の取組が象徴的でした。同和対策事業が地域住民の努力と周辺住民の協力、全ての関係者の取組に感謝をする趣旨でにぎやかに、しかも、和気あいあいと敢行されたと友人から聞いていました。住民同士の分断も対立も、ともに乗り越えようとする、まさに封建時代の古き因習なども吹き払う、行政と住民の心通う取組が必要だと思います。今の状況に合ったそういうイベント、それぞれの小さなところ、また、道の駅を中心にしてその垣根を越えて交流していくというのが広がっていますので、昔に戻る必要はありませんけども、若い世代は様々な困難を残しながらも、とっくにこの壁を乗り越えてきているというように私は確信しています。そこに自信を持ちながら、甲良町も悪いイメージと言われるところが変わったよねというように言われる取組をぜひしていただきたいと思います。

その点で、やはり対策事業の最中、国全体で言えば15兆円の国費を投入した33年間の事業ですね。これが15兆円使ったことが大きな成果、前進

をしてきたというように言えない地域が、まだ全国の中にも散らばっています。その1つが甲良町になるのか、それとも、それは古い見方だとありますけども、アンケートの中でそういう回答が率直に出てくるというのを真摯に受け止めていくことが大事だと思いますので、その現代的課題、暮らしに寄り添って解決する、町政の姿勢が一番大事だと。財政危機宣言を発し、そして、過疎化の適用を受けたということ、逆手にプラスにしていくという取組を、町長を先頭にぜひ求めておきたいと思いますが、見解をお願いします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 冒頭の少し前の質問で、「町のイメージがよくない」のが60%ということ、これは山田裕康議員からも、かつて一般質問を受けたことでございます。いずれにしても、町の課題を一つずつ町民と協議をして、前へ進めていくということと、行政は行政でしっかりとしたかじ取り、あるいは、今言っているのは行革であったり、財政健全化の取組であったり、住民とともに協働した地域づくりが少しずつ広がるように努力をしていきたいと思っております。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 甲良町の隣の豊郷は、いろんな事件、とりわけ豊郷小学校の事件でいろんなトラブルがあり、そして、町外からもスカンを食う、こういうことがありました。しかし、それを乗り越えて、いい町になり、そして若者が移住をしてきている、こういう施策が展開されています。その内容にも甲良町らしい取組を取り入れながら、前進して行ってもらいたいということを願って、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宮崎議長 西澤議員の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時18分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署名議員 西 澤 伸 明

署名議員 小 森 正 彦